

令和5年度 鳥羽市地域防災計画 - 風水害等対策編 - 新旧対照表

第1部 総則

ページ	章	節	項	新	旧	備考
目次				<u>農林水産課</u> （16ヶ所）、 <u>観光商工課</u> （7ヶ所）他	<u>農水商工課</u> （19ヶ所）、 <u>観光課</u> （3ヶ所）	組織改編
1-1 (1) ～ 1-2 (2)	1	1	3	1 見直しの背景 （前略）特に昭和63年7月の豪雨災害による加茂川<u>氾濫</u>時の水位を基準とした堤防の整備も進められた結果、現在まで加茂川の<u>氾濫</u>は発生しておりません。（中略）鳥羽市においては、平成27年9月9日の台風第18号で日降水量247.0mm（<u>市観測史上10位</u>）、1時間降水量75.5mm（<u>市観測史上6位</u>）を記録し、安楽島町桜ヶ丘地区で大規模な土砂崩れが発生するとともに、市内各所で道路が冠水し、2年後の平成29年10月22～23日の台風第21号では日降水量が396mm（<u>市観測史上3位</u>）、（中略）平成16年の「台風第21号とその前線によりもたらされた豪雨」では、各地で発生した土砂災害や河川<u>氾濫</u>により（中略）さらに、令和3年8月17日の豪雨では、市内の「浦村観測所」において1時間降水量が140mmを記録し、「鳥羽雨量観測所」においても1時間降水量が76mm（<u>市観測史上5位</u>）、10分間降水量が20.5mm（<u>市観測史上2位</u>）等、これまでの記録を更新し市に「記録的短時間大雨情報」が発表されるとともに、 土砂災害や浸水により、市内で9件の住家被害と12箇所です砂崩れ等が発生しました。 <u>令和5年6月2日の台風第2号と前線の影響による大雨は、線状降水帯が本市を通過したこともあり、日降水量481mm（市観測史上1位）と、40年ぶりに記録を更新した。また、1時間降水量も72.5mm（市観測史上7位）を記録し、市内各地に冠水や土砂の流出による通行止めを発生させた。</u> これら、甚大な被害をもたらした風水害による被害の（以下略） 2 計画見直しのポイント 前述<u>したとおり</u>、近年の気象現象と状況の変化に対応するための計画見直しのポイントは次のとおりです。 (1) <u>最新の気象現象と風水害等の計画への反映</u> <u>第1部「第1章 第1節 第3項 1 見直しの背景」(P1-1～2)及び「第3章 本市の特質及び風水害等の状況」(P1-14～24)において説明しています。</u>	1 見直しの背景 （前略）特に昭和63年7月の豪雨災害による加茂川<u>はん濫</u>時の水位を基準とした堤防の整備も進められた結果、現在まで加茂川の<u>はん濫</u>は発生しておりません。（中略）鳥羽市においては、平成27年9月9日の台風第18号で日降水量247.0mm（<u>観測史上9位</u>）、1時間降水量75.5mm（<u>観測史上5位</u>）を記録し、安楽島町桜ヶ丘地区で大規模な土砂崩れが発生するとともに、市内各所で道路が冠水し、2年後の平成29年10月22～23日の台風第21号では日降水量が396mm（<u>観測史上2位</u>）、（中略）平成16年の「台風第21号とその前線によりもたらされた豪雨」では、各地で発生した土砂災害や河川<u>はん濫</u>により（中略）さらに、令和3年8月17日の豪雨では、市内の「浦村観測所」において1時間降水量が140mmを記録し、「鳥羽雨量観測所」においても1時間降水量が76mm（<u>観測史上4位</u>）、10分間降水量が20.5mm（<u>観測史上1位</u>）等、これまでの記録を更新し、市に「記録的短時間大雨情報」が発表されるとともに、 土砂災害や浸水により、市内で9件の住家被害と12箇所です砂崩れ等が発生しました。 <u>(追加)</u> これら、甚大な被害をもたらした風水害による被害の（以下略） 2 計画見直しのポイント 前述<u>の変遷しつつある</u>近年の気象現象に対応するための計画の見直しのポイントと概要は次のとおりです。 (1) <u>台風発生時から到達までの事前の防災行動計画「タイムライン」の運用</u> <u>(以下略)</u>	語句修正 <u>はん濫</u> →<u>氾濫</u> 最新の状況に更新 令和5年台風2号の影響による事象の追加

凡 例 赤字下線 : 修正箇所

1 部 2

ページ	章	節	項	新	旧	備考																		
1-2 (2)	1	1	3	(2) <u>組織改編に伴う所掌事務の変更と各地域防災計画の整合</u> <u>令和5年4月の組織改編による、名称変更と防災に関する所掌事務</u> <u>が一部変更となったことから、「鳥羽市地域防災計画 地震・津波対</u> <u>策編」及び「同 資料編」の修正に引き続き、本計画も修正し、各</u> <u>計画との整合を図りました。</u>	(2) <u>局地的大雨や竜巻などの突発的な気象現象や最新の警報・注意</u> <u>報に対応する配備基準の変更</u> <u>(以下略)</u> (3) <u>「避難情報に関するガイドライン」変更への対応</u> <u>(以下略)</u>	ポイントの 変更による																		
1-4 (4)	1	2	4	<table><tr><th>No</th><th>用語</th><th>意義</th></tr><tr><td>10</td><td><u>指定緊急避難場所</u></td><td><u>災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所</u> <u>※「風水害等のときに避難する施設」と「津波から逃げる場所」</u> <u>【資料編：指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 (P90-92)】</u></td></tr><tr><td>11</td><td><u>津波避難所</u></td><td><u>避難者が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった避難者が一時的に滞在する施設（指定避難所）</u></td></tr></table>	No	用語	意義	10	<u>指定緊急避難場所</u>	<u>災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所</u> <u>※「風水害等のときに避難する施設」と「津波から逃げる場所」</u> <u>【資料編：指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 (P90-92)】</u>	11	<u>津波避難所</u>	<u>避難者が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった避難者が一時的に滞在する施設（指定避難所）</u>	<table><tr><th>No</th><th>用語</th><th>意義</th></tr><tr><td>10</td><td><u>風水害等避難所</u></td><td><u>指定緊急避難場所として、「洪水」「がけ崩れ、土石流及び地滑り」「高潮」「内水」の危険から一時的に避難するし指定の避難所をいう。</u> <u>【資料編：指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 (P286)】</u></td></tr><tr><td></td><td><u>(追加)</u></td><td></td></tr></table>	No	用語	意義	10	<u>風水害等避難所</u>	<u>指定緊急避難場所として、「洪水」「がけ崩れ、土石流及び地滑り」「高潮」「内水」の危険から一時的に避難するし指定の避難所をいう。</u> <u>【資料編：指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 (P286)】</u>		<u>(追加)</u>		資料編 ページ番号 の変更 「指定緊急避難場所・指定避難所」を内閣府指示「府政防第214号(R5.2.16)」に基づき修正
No	用語	意義																						
10	<u>指定緊急避難場所</u>	<u>災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所</u> <u>※「風水害等のときに避難する施設」と「津波から逃げる場所」</u> <u>【資料編：指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 (P90-92)】</u>																						
11	<u>津波避難所</u>	<u>避難者が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった避難者が一時的に滞在する施設（指定避難所）</u>																						
No	用語	意義																						
10	<u>風水害等避難所</u>	<u>指定緊急避難場所として、「洪水」「がけ崩れ、土石流及び地滑り」「高潮」「内水」の危険から一時的に避難するし指定の避難所をいう。</u> <u>【資料編：指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 (P286)】</u>																						
	<u>(追加)</u>																							
1-7 (7)	1	2	1	<table><tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr><tr><td>市</td><td>【被災者支援・復旧対策】 (1) 市災対本部活動体制の確保 (中略) (6) ボランティアの受け入れに関する措置 <u>(7) 災害廃棄物の処理に関する処置</u></td></tr></table>	機関名	内容	市	【被災者支援・復旧対策】 (1) 市災対本部活動体制の確保 (中略) (6) ボランティアの受け入れに関する措置 <u>(7) 災害廃棄物の処理に関する処置</u>	<table><tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr><tr><td>市</td><td>【被災者支援・復旧対策】 (1) 市災対本部活動体制の確保 (中略) (6) ボランティアの受け入れに関する措置 <u>(追加)</u></td></tr></table>	機関名	内容	市	【被災者支援・復旧対策】 (1) 市災対本部活動体制の確保 (中略) (6) ボランティアの受け入れに関する措置 <u>(追加)</u>	県意見 (R4.5)の 反映：県計画に整合										
機関名	内容																							
市	【被災者支援・復旧対策】 (1) 市災対本部活動体制の確保 (中略) (6) ボランティアの受け入れに関する措置 <u>(7) 災害廃棄物の処理に関する処置</u>																							
機関名	内容																							
市	【被災者支援・復旧対策】 (1) 市災対本部活動体制の確保 (中略) (6) ボランティアの受け入れに関する措置 <u>(追加)</u>																							

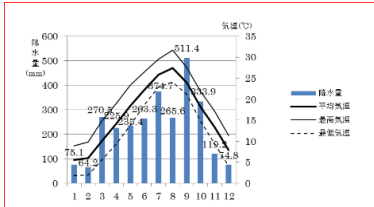
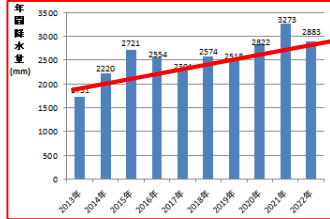
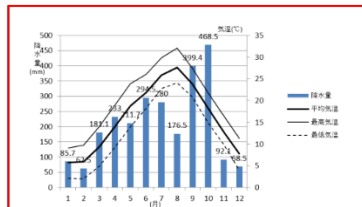
凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

1 部 3

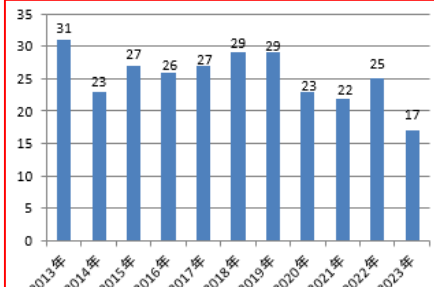
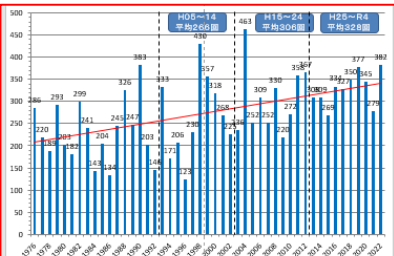
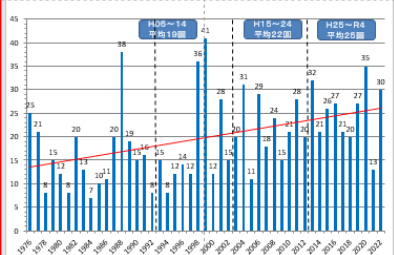
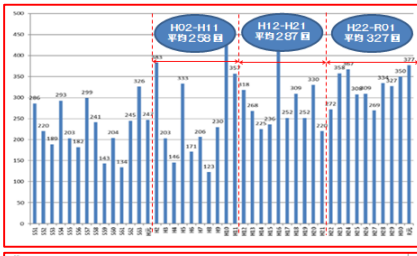
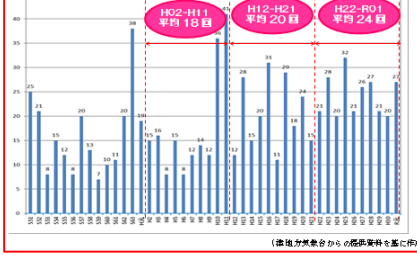
ページ	章	節	項	新	旧	備考								
1-10 (10)	1	2	3	1 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>津地方 気象台</td><td>(2) 気象、地象 <u>(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)</u> 及び水象の予報<u>並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説達</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>地方公共団体</u>が行う <u>防災対策</u>に関する技術的な支援・<u>助言</u> (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</td></tr></table>	機関名	内 容	津地方 気象台	(2) 気象、地象 <u>(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)</u> 及び水象の予報 <u>並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説達</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>地方公共団体</u> が行う <u>防災対策</u> に関する技術的な支援・ <u>助言</u> (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	1 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>津地方 気象台</td><td>(2) 気象、地象及び水象の予報<u>及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に発表するとともに防災機関に伝達</u> (3) <u>市町</u>が行う <u>避難情報の判断・伝達マニュアル等の作成</u>に関する技術的な支援・<u>協力</u> (4) <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等</u> (5) <u>県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動</u></td></tr></table>	機関名	内 容	津地方 気象台	(2) 気象、地象及び水象の予報 <u>及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に発表するとともに防災機関に伝達</u> (3) <u>市町</u> が行う <u>避難情報の判断・伝達マニュアル等の作成</u> に関する技術的な支援・ <u>協力</u> (4) <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等</u> (5) <u>県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動</u>	県計画 (R5.3 P22) に 整合
機関名	内 容													
津地方 気象台	(2) 気象、地象 <u>(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)</u> 及び水象の予報 <u>並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説達</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>地方公共団体</u> が行う <u>防災対策</u> に関する技術的な支援・ <u>助言</u> (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発													
機関名	内 容													
津地方 気象台	(2) 気象、地象及び水象の予報 <u>及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に発表するとともに防災機関に伝達</u> (3) <u>市町</u> が行う <u>避難情報の判断・伝達マニュアル等の作成</u> に関する技術的な支援・ <u>協力</u> (4) <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等</u> (5) <u>県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動</u>													
1-14 (14)	1	3	1	3 地形的特性 渥美半島から答志島の北側を、「<u>中央構造線</u>」が走り、地形や地質はその影響を受けている。そのため地形的には山地が続き、紀伊山地の東端と、神島・答志島などの離島群で構成されている。	3 地形的特性 渥美半島から答志島の北側を、「<u>活断層である「中央構造線」</u>」が走り、地形や地質はその影響を受けている。そのため地形的には山地が続き、紀伊山地の東端と、神島・答志島などの離島群で構成されている。	R4 地震・津波対策編に準じ、表現を変更								
1-15 (15)	3	1	1	6 観光と<u>漁業</u> 市内には鳥羽水族館やミキモト真珠島をはじめとした観光施設や海女関連の観光交流施設、歴史文化を伝える寺社仏閣・名所・旧跡、自然風景を楽しめる展望台等が数多く点在している。また、豊かな<u>海場に育まれる</u>、四季折々の海の幸を提供することから、宿泊施設や漁業従事者の<u>数は</u>県内でも上位に<u>位置している。</u>	6 観光と<u>産業</u> 市内には鳥羽水族館やミキモト真珠島をはじめとした観光施設や海女関連の観光交流施設、歴史文化を伝える寺社仏閣・名所・旧跡、自然風景を楽しめる展望台等が数多く点在している。また、豊かな<u>海に囲まれ</u>、四季折々の海の幸を提供することから、宿泊施設や漁業従事者の<u>割合は</u>県内でも上位を<u>占めている。</u>									
				7 公共交通機関 <u>(削除)</u> (以下略)	7 公共交通機関 <u>及び交通路</u> (以下略)									

凡 例	赤字下線 : 修正箇所
-----	-------------

1 部 4

ページ	章	節	項	新	旧	備考																																								
1-16 (16)	3	1	2	2 過去5年間の降水量統計 過去5年間の年間降水量の平均値が約 <u>2,814mm</u> と日本の平均的な降水量の 1,700～1,800mm を大きく上回っている。降水量の一年間の変化をみると、<u>11月から2月にかけて</u>少なく、9・10月に<u>月降水量の最大値</u>が観測されることが多い。 ■気温及び降水量の月別変動（鳥羽地域気象観測所）  ■年間降水量の推移（鳥羽地域気象観測所）  近似曲線：表示された「複数のデータ」の、なるべく近くを通るように引いた、直線又は曲線のこと、分布の傾向を把握したり、将来の予測を行うときに活用できる。	2 過去5年間の降水量統計 過去5年間の年間降水量の平均値が約 <u>2,554mm</u> と日本の平均的な降水量の 1,700～1,800mm を大きく上回っている。降水量の一年間の変化をみると、<u>8月</u>が比較的少なく、9・10月に<u>最大値</u>が観測されている。 ■気温及び降水量の月別変動（鳥羽地域気象観測所）  ■年間降水量の推移（鳥羽地域気象観測所） 	最新の状況に更新 2016-2020 →2018-2022																																								
1-17 (17)	3	2	1	第1項 本市における戦後の主な気象災害 (前略) 下表では死者・負傷者等が発生した<u>災害をはじめ、市に影響を及ぼした気象災害</u>について記載している。 <table><tr><th>発生年月日</th><th>災害の名称</th><th>略</th><th>災害の概要</th></tr><tr><td>2015.9.9-10 (平成27年)</td><td>台風第18号</td><td>—</td><td>・日降水量:247mm ・日最大1時間降水量:75.5mm(市観測史上6位)</td></tr><tr><td>2017.10.21-23(平成29)</td><td>台風第21号</td><td>—</td><td>・日降水量:396mm(市観測史上3位)</td></tr><tr><td>2021.8.17 (令和3年)</td><td>前線による豪雨</td><td>—</td><td>・日最大1時間降水量:76mm(市観測史上5位) ・日最大10分間降水量:20.5mm(市観測史上2位)</td></tr><tr><td><u>2023.6.2-3</u> (令和5年)</td><td>台風第2号</td><td>二</td><td>・日降水量:481.0mm(市観測史上1位) ・日最大時間降水量:72.5mm(7位) ・県内初の線状降水帯を観測(気象台) ・家屋浸水7件 ・土砂崩れ3件 ・伊勢志摩スカイライン入口付近をはじめ各所で冠水による通行止め</td></tr></table>	発生年月日	災害の名称	略	災害の概要	2015.9.9-10 (平成27年)	台風第18号	—	・日降水量:247mm ・日最大1時間降水量:75.5mm(市観測史上6位)	2017.10.21-23(平成29)	台風第21号	—	・日降水量:396mm(市観測史上3位)	2021.8.17 (令和3年)	前線による豪雨	—	・日最大1時間降水量:76mm(市観測史上5位) ・日最大10分間降水量:20.5mm(市観測史上2位)	<u>2023.6.2-3</u> (令和5年)	台風第2号	二	・日降水量:481.0mm(市観測史上1位) ・日最大時間降水量:72.5mm(7位) ・県内初の線状降水帯を観測(気象台) ・家屋浸水7件 ・土砂崩れ3件 ・伊勢志摩スカイライン入口付近をはじめ各所で冠水による通行止め	第1項 本市における戦後の主な気象災害 (前略) 下表では死者・負傷者等が発生した<u>気象災害</u>について記載している。 <table><tr><th>発生年月日</th><th>災害の名称</th><th>略</th><th>災害の概要</th></tr><tr><td>2015.9.9-10 (平成27年)</td><td>台風第18号</td><td>—</td><td>・<u>9日の日降水量</u>:247mm (最大1時間降水量:75.5mm)</td></tr><tr><td>2017.10.21-23(平成29)</td><td>台風第21号</td><td>—</td><td>・日降水量:396mm(鳥羽市観測史上2位)</td></tr><tr><td>2021.8.17 (令和3年)</td><td>前線による豪雨</td><td>—</td><td>・日最大1時間降水量:76mm(市観測史上4位) ・日最大10分間降水量:20.5mm(市観測史上1位)</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	発生年月日	災害の名称	略	災害の概要	2015.9.9-10 (平成27年)	台風第18号	—	・ <u>9日の日降水量</u> :247mm (最大1時間降水量:75.5mm)	2017.10.21-23(平成29)	台風第21号	—	・日降水量:396mm(鳥羽市観測史上2位)	2021.8.17 (令和3年)	前線による豪雨	—	・日最大1時間降水量:76mm(市観測史上4位) ・日最大10分間降水量:20.5mm(市観測史上1位)	<u>(追加)</u>				最新の状況に更新し、線状降水帯について追加
発生年月日	災害の名称	略	災害の概要																																											
2015.9.9-10 (平成27年)	台風第18号	—	・日降水量:247mm ・日最大1時間降水量:75.5mm(市観測史上6位)																																											
2017.10.21-23(平成29)	台風第21号	—	・日降水量:396mm(市観測史上3位)																																											
2021.8.17 (令和3年)	前線による豪雨	—	・日最大1時間降水量:76mm(市観測史上5位) ・日最大10分間降水量:20.5mm(市観測史上2位)																																											
<u>2023.6.2-3</u> (令和5年)	台風第2号	二	・日降水量:481.0mm(市観測史上1位) ・日最大時間降水量:72.5mm(7位) ・県内初の線状降水帯を観測(気象台) ・家屋浸水7件 ・土砂崩れ3件 ・伊勢志摩スカイライン入口付近をはじめ各所で冠水による通行止め																																											
発生年月日	災害の名称	略	災害の概要																																											
2015.9.9-10 (平成27年)	台風第18号	—	・ <u>9日の日降水量</u> :247mm (最大1時間降水量:75.5mm)																																											
2017.10.21-23(平成29)	台風第21号	—	・日降水量:396mm(鳥羽市観測史上2位)																																											
2021.8.17 (令和3年)	前線による豪雨	—	・日最大1時間降水量:76mm(市観測史上4位) ・日最大10分間降水量:20.5mm(市観測史上1位)																																											
<u>(追加)</u>																																														

凡 例 赤字下線 : 修正箇所

ページ	章	節	項	新	旧	備考
1-19 (19)	3	3	1	1 台風の発生傾向  	1 台風の発生傾向  	気象庁ホームページから引用し、毎年の発生数を記載
				2 大雨の発生傾向 大雨の発生傾向として、全国のアメダス地点（約 1,300 地点）における、1 時間降水量 50 ミリ以上（非常に激しい雨）、同 80 ミリ以上（猛烈な雨）の年間観測回数は増加傾向にある。 なお、次々と発達した積乱雲が同じ場所を通過または停滞する「線状降水帯」が全国各地で発生していたが、令和 5 年 6 月 2 日には、台風第 2 号と前線の影響により、三重県で初観測となる線状降水帯が確認され、市において記録的な降水量を観測した。	2 大雨の発生傾向 大雨の過去 44 年間の発生傾向として、全国のアメダス地点（約 1,300 地点）における、1 時間降水量 50 ミリ以上（非常に激しい雨）、同 80 ミリ以上（猛烈な雨）の年間観測回数は増加傾向にある。 （追加）	大雨の状況について追加
1-20 (20)				【図表アメダスが観測した短時間強雨の発生回数(全国 1,300 地点)】 (上) 1 時間降水量 50 ミリ以上 (下) 1 時間降水量 80 ミリ以上  	【図表アメダスが観測した短時間強雨の発生回数(全国 1,300 地点)】 (上) 1 時間降水量 50 ミリ以上 (下) 1 時間降水量 80 ミリ以上  	最新の状況に更新 近似曲線の追加

凡 例 赤字下線 : 修正箇所

ページ	章	節	項	新	旧	備 考
1-21 (21)	3	3	1	【図表 アメダスが観測した短時間強雨(50mm/h 以上)の発生回数】 (上) 三重県 20 地点 (下) 鳥羽市	【図表 アメダスが観測した短時間強雨(50mm/h 以上)の発生回数】 (上) 三重県 20 地点 (下) 鳥羽市	最新の状況に更新 近似曲線の追加
1-22 (22)				3 竜巻の発生状況 近年、我が国でも注目を集めている竜巻について、気象庁では平成 20 年から竜巻注意情報を発表しているが、発表回数は年平均 <u>463 回</u> に上り、実際に発生が確認された竜巻は、年平均で <u>約 20 件</u> (平成 19 年～令和 4 年、海上竜巻を除く) に上っている。 三重県においては、平成 3 年度の発表開始以降、これまでに <u>16 件</u> (令和 5 年まで、現象区分の不明を除く) の発生が確認されている。	3 竜巻の発生状況 近年、我が国でも注目を集めている竜巻について、気象庁では平成 20 年から竜巻注意情報を発表しているが、発表回数は年間 <u>約 600 回</u> に上り、実際に発生が確認された竜巻は、年平均で <u>約 24 件</u> (平成 20 年～平成 29 年、海上竜巻を除く) に上っている。 三重県においては、平成 20 年度の発表開始以降、これまでに <u>15 件</u> (平成 29 年 3 月まで、現象区分の不明を除く) の発生が確認されている。	県計画→気象庁ホームページからの引用
						県計画→気象庁ホームページからの引用 【図表全国の竜巻注意情報の発表回数】を折線グラフに変更し、年別発生確認数に併記

凡 例 赤字下線 : 修正箇所

1 部 7

ページ	章	節	項	新	旧	備 考																																													
1-22 (22)	3	3	1	4 大雪の発生状況 (前略) 四日市塩浜で 17cm の積雪が記録され、この (中略) 令和 5 年 1 月 2 5 日 (水) には大雪により、近鉄と JR 東海が昼頃まで運休したほか、市内の至る所で車両が立ち往生する等、市民生活に影響を与えた。	4 大雪の発生状況 (前略) 四日市塩浜で 17cm の積雪深となった。この (中略) (追加)	県計画(R6.3)に整合 大雪の状況について 追加																																													
1-23 (23)	3	3	2	1 洪水被害の傾向 加茂川の氾濫による洪水被害は、昭和 63 年度からの河川改修以降は、現在まで発生していないが、住家の浸水被害については下表に示すとおり、直近の 7 年間平均は 7 棟となっている。 <table><tr><th>区分(10 年間)</th><th>床下浸水</th><th>床上浸水</th><th>計</th><th>計年平均</th></tr><tr><td>平成 11～20 年</td><td>14 棟</td><td>1 棟</td><td>15 棟</td><td>1.5 棟</td></tr><tr><td>(削除)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>平成 19～28 年</td><td>233 棟</td><td>100 棟</td><td>184 棟</td><td>3 3.3 棟</td></tr><tr><td>平成 29～令和 5 年</td><td>9 棟</td><td>40 棟</td><td>49 棟</td><td>7.0 棟</td></tr></table> ※参考：市災対本部情報収集・共有シート	区分(10 年間)	床下浸水	床上浸水	計	計年平均	平成 11～20 年	14 棟	1 棟	15 棟	1.5 棟	(削除)					平成 19～28 年	233 棟	100 棟	184 棟	3 3.3 棟	平成 29～令和 5 年	9 棟	40 棟	49 棟	7.0 棟	1 洪水被害の傾向 下表は国土交通省「水害統計」等を基に、平成 11 年からの 10 年間、平成 28 年までの 10 年間の本市の被害状況を表したものである。洪水による浸水家屋数は、増加傾向が顕著であると判断できる。なお、いずれの 10 年間においても、水害被害面積については 100ha 未満だった。 <table><tr><th>区分(10 年間)</th><th>床下浸水</th><th>床上浸水</th><th>計</th></tr><tr><td>平成 11～20 年</td><td>14 棟</td><td>1 棟</td><td>15 棟</td></tr><tr><td>平成 15～24 年</td><td>105 棟</td><td>79 棟</td><td>184 棟</td></tr><tr><td>平成 19～28 年</td><td>233 棟</td><td>100 棟</td><td>333 棟</td></tr><tr><td>(追加)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (国土交通省「水害統計」等を基に作成) (以下略)	区分(10 年間)	床下浸水	床上浸水	計	平成 11～20 年	14 棟	1 棟	15 棟	平成 15～24 年	105 棟	79 棟	184 棟	平成 19～28 年	233 棟	100 棟	333 棟	(追加)				市災対本部 情報収集・ 共有シート の引用
区分(10 年間)	床下浸水	床上浸水	計	計年平均																																															
平成 11～20 年	14 棟	1 棟	15 棟	1.5 棟																																															
(削除)																																																			
平成 19～28 年	233 棟	100 棟	184 棟	3 3.3 棟																																															
平成 29～令和 5 年	9 棟	40 棟	49 棟	7.0 棟																																															
区分(10 年間)	床下浸水	床上浸水	計																																																
平成 11～20 年	14 棟	1 棟	15 棟																																																
平成 15～24 年	105 棟	79 棟	184 棟																																																
平成 19～28 年	233 棟	100 棟	333 棟																																																
(追加)																																																			

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

第2部 災害予防・減災対策

ページ	章	節	項	新	旧	備 考												
2-4 (28)	1	1	3	■市民が実施する対策 1 自宅や通勤・通学先等の風水害時の様相把握 市が提供する<u>土砂災害・洪水ハザードマップ</u>等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の被害の様相を把握する。 2 災害種別ごとの避難場所の把握 洪水や土砂災害等の災害種別ごとの<u>指定緊急避難場所</u>を確認する。	■市民が実施する対策 1 自宅や通勤・通学先等の風水害時の様相把握 市が提供する<u>洪水ハザードマップ</u>や<u>土砂災害危険箇所マップ</u>等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の被害の様相を把握する。 2 災害種別ごとの避難場所の把握 洪水や土砂災害等の災害種別ごとの<u>風水害等避難所</u>を確認する。	名称を正確に記載												
2-5 (29)				3 家族防災会議の開催 自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の様相や、洪水、土砂災害等災害種別ごとの<u>指定緊急避難場所</u>、非常時の連絡方法等を家族間で共有するため、(以下略)	3 家族防災会議の開催 自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の様相や、洪水、土砂災害等災害種別ごとの<u>風水害等避難所</u>、非常時の連絡方法等を家族間で共有するため、(以下略)	「府政防第214号」に基づき修正												
2-6 (30)	1	2	2	<table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>市</td><td>防災活動に取り組む<u>NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な関係主体</u></td><td>(1)防災活動に取り組む<u>NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体</u>への活動支援</td></tr></table>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	防災活動に取り組む <u>NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な関係主体</u>	(1)防災活動に取り組む <u>NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体</u> への活動支援	<table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>市</td><td>防災活動に取り組む<u>ボランティア・NPO等</u></td><td>(1)防災活動に取り組む<u>ボランティア・NPO等</u>が行う人材育成への支援</td></tr></table>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	防災活動に取り組む <u>ボランティア・NPO等</u>	(1)防災活動に取り組む <u>ボランティア・NPO等</u> が行う人材育成への支援	県計画(R6.3)に整合
実施主体	対 象	対策（活動）項目																
市	防災活動に取り組む <u>NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な関係主体</u>	(1)防災活動に取り組む <u>NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体</u> への活動支援																
実施主体	対 象	対策（活動）項目																
市	防災活動に取り組む <u>ボランティア・NPO等</u>	(1)防災活動に取り組む <u>ボランティア・NPO等</u> が行う人材育成への支援																
2-7 (31)	1	2	3	■市が実施する対策 3 防災活動に取り組む<u>NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体</u>(以下、「ボランティア団体等」という)を対象とした対策 (1) 防災活動に取り組む<u>ボランティア団体等</u>が行う人材育成への支援 防災活動に取り組む<u>ボランティア団体等</u>が実施する人材の育成事業を支援する。 4 災害ボランティアセンター・<u>ボランティア団体等</u>を対象とした対策(市民課) (1) 災害ボランティアセンター・<u>ボランティア団体等</u>が行う人材育成への支援 災害ボランティアセンター・<u>ボランティア団体等</u>が実施する人材の育成事業を支援する。	■市が実施する対策 3 防災活動に取り組む<u>ボランティア・NPO等</u>を対象とした対策 (1) 防災活動に取り組む<u>ボランティア・NPO等</u>が行う人材育成への支援 防災活動に取り組む<u>ボランティア・NPO等</u>が実施する人材の育成事業を支援する。 4 災害ボランティアセンター・<u>災害ボランティア団体等</u>を対象とした対策(市民課) (1) 災害ボランティアセンター・<u>災害ボランティア団体等</u>が行う人材育成への支援 災害ボランティアセンター・<u>災害ボランティア団体等</u>が実施する人材の育成事業を支援する。													
2-8 (32)				■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策 <防災活動に取り組む<u>ボランティア団体等</u>が実施する対策> <災害ボランティアセンター・<u>ボランティア団体等</u>が実施する対策>	■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策 <防災活動に取り組む<u>ボランティア・NPO等</u>が実施する対策> <災害ボランティアセンター・<u>災害ボランティア団体等</u>が実施する対策>													
2-12 (36)	1	4	2	<table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>市</td><td>災害ボランティアセンター関係団体等</td><td>(3)防災活動に取り組む<u>ボランティア団体等</u>への活動支援</td></tr></table>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	災害ボランティアセンター関係団体等	(3)防災活動に取り組む <u>ボランティア団体等</u> への活動支援	【公助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>市</td><td>災害ボランティアセンター関係団体等</td><td>(3)防災活動に取り組む<u>NPO・ボランティア等</u>への活動支援</td></tr></table>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	災害ボランティアセンター関係団体等	(3)防災活動に取り組む <u>NPO・ボランティア等</u> への活動支援	
実施主体	対 象	対策（活動）項目																
市	災害ボランティアセンター関係団体等	(3)防災活動に取り組む <u>ボランティア団体等</u> への活動支援																
実施主体	対 象	対策（活動）項目																
市	災害ボランティアセンター関係団体等	(3)防災活動に取り組む <u>NPO・ボランティア等</u> への活動支援																

凡 例 赤字下線 : 修正箇所

2部2

ページ	章	節	項	新	旧	備 考												
2-13 (37)	1	4	3	■市が実施する対策 1 災害ボランティアセンター関係団体等を対象とした対策（市民課） (2) 災害ボランティアを円滑に受入するため、（中略）強化に努める。 <u>この際、現地協働プラットフォーム※の設置・運営の準備についても検討する。※現地協働プラットフォームとは：大規模災害発生時に、行政では対応しきれない多様なニーズに対応するため、県内外のボランティア団体、県・市災害対策本部等が情報共有を行い、抜け・漏れ・落ちのない支援へとつなげるための場</u> (3)防災活動に取り組む<u>ボランティア団体等</u>への活動支援 <u>ボランティア等</u>に対して、関係団体が防災活動として実施する研修会等への参加促進を啓発し、実施主体である関係団体の活動を支援する。	■市が実施する対策 1 災害ボランティアセンター関係団体等を対象とした対策（市民課） (2) 災害ボランティアを円滑に受入するため、（中略）強化に努める。 <u>（追加）</u> (3)防災活動に取り組む<u>NPO・ボランティア団体等</u>への活動支援 <u>NPO・ボランティア等</u>に対して、関係団体が防災活動として実施する研修会等への参加促進を啓発し、実施主体である関係団体の活動を支援する。	県計画 (R5.3 P59) に整合												
2-14 (38)	1	5	3	■市が実施する対策 1 企業・事業所を対象とした対策 （総務課、<u>農林水産課</u>、<u>観光商工課</u>、関係各課）	■市が実施する対策 1 企業・事業所を対象とした対策 （総務課、<u>農水商工課</u>、関係各課）	組織改編												
2-15 (39)			【主担当課】 ・総務課、<u>農林水産課</u>、<u>観光商工課</u>	【主担当課】 ・総務課、<u>農水商工課</u>														
2-18 (42)	1	7	3	■市が実施する対策 1 観光関係団体・観光事業者・公共交通機関・市民を対象とした対策 （<u>観光商工課</u>）	■市が実施する対策 1 観光関係団体・観光事業者・公共交通機関・市民を対象とした対策 （<u>観光課</u>）													
2-19 (43)			【主担当課】 ・<u>観光商工課</u>	【主担当課】 ・<u>観光課</u>														
2-20 (44)	1	8	3	■市が実施する対策 1 漁業関係団体・市民を対象とした対策（<u>農林水産課</u>） 【主担当課】 ・<u>農林水産課</u>	■市が実施する対策 1 漁業関係団体・市民を対象とした対策（<u>農水商工課</u>） 【主担当課】 ・<u>農水商工課</u>													
2-21 (45)	2	1	2	【公助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>市</td><td>地域・市民等 及び関係団体</td><td>(1)<u>指定緊急避難場所</u>の市民等への周知</td></tr></table>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	地域・市民等 及び関係団体	(1) <u>指定緊急避難場所</u> の市民等への周知	【公助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>市</td><td>地域・市民等 及び関係団体</td><td>(1)<u>風水害等避難所</u>の市民等への周知</td></tr></table>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	地域・市民等 及び関係団体	(1) <u>風水害等避難所</u> の市民等への周知	「府政防第 214号」に 基づき修正
実施主体	対 象	対策（活動）項目																
市	地域・市民等 及び関係団体	(1) <u>指定緊急避難場所</u> の市民等への周知																
実施主体	対 象	対策（活動）項目																
市	地域・市民等 及び関係団体	(1) <u>風水害等避難所</u> の市民等への周知																
2-22 (46)	2	1	3	■市が実施する対策 1 地域・市民等及び関係団体等を対象とした対策 (1) <u>指定緊急避難場所</u>の市民等への周知（総務課、健康福祉課） （前略）災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定して地域・市民に周知する。（中略） なお、<u>指定緊急避難場所</u>の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資機材等の備蓄を図る。	■市が実施する対策 1 地域・市民等及び関係団体等を対象とした対策 (1) <u>風水害等避難所</u>の市民等への周知（総務課、健康福祉課） （前略）災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、<u>風水害等避難所として</u>地域・市民に周知する。（中略） なお、<u>風水害等避難所</u>の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資機材等の備蓄を図る。													

凡 例 赤字下線 : 修正箇所

2部3

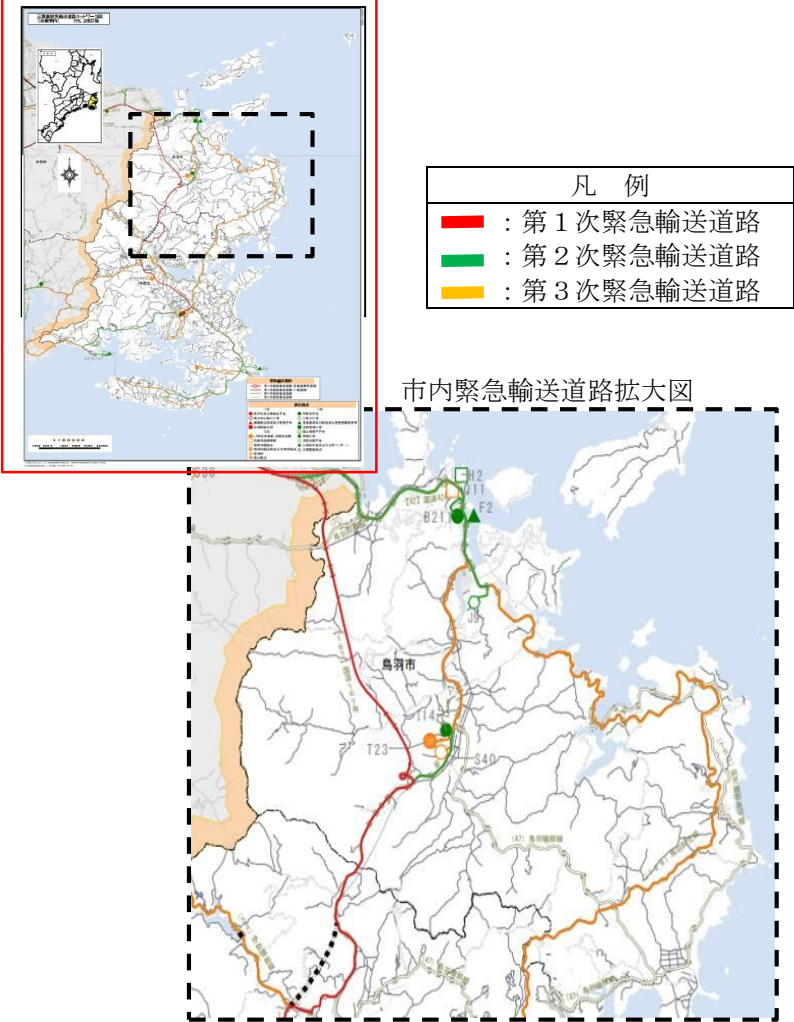
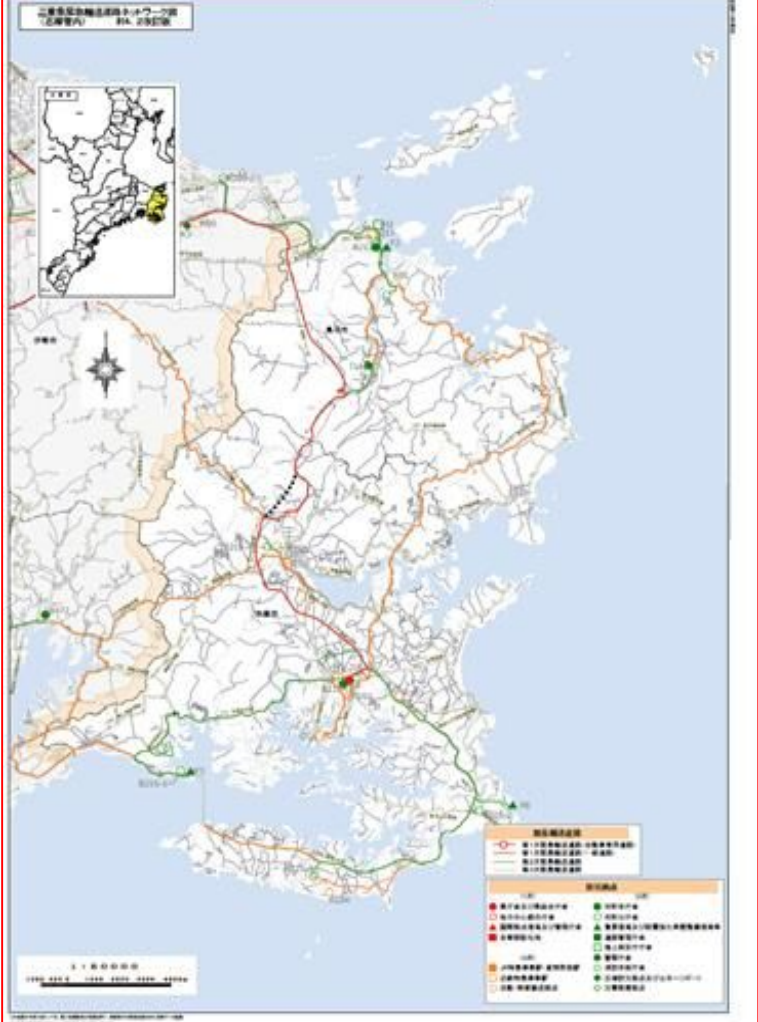
ページ	章	節	項	新	旧	備考
2-22 (46)	2	1	3	(3) 避難誘導対策（総務課、 <u>農林水産課</u> 、 <u>観光商工課</u> 、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部）	(3) 避難誘導対策（総務課、 <u>農水商工課</u> 、 <u>観光課</u> 、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部）	組織改編
2-25 (49)				2 観光関係団体、観光事業者、公共交通機関を対象とした対策（ <u>観光商工課</u> ）	2 観光関係団体、観光事業者、公共交通機関を対象とした対策（ <u>観光課</u> ）	
2-26 (50)				【主担当課】 ・総務課、税務課、環境課、 <u>観光商工課</u> 、 <u>農林水産課</u> 、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部	【主担当課】 ・総務課、税務課、環境課、 <u>観光課</u> 、 <u>農水商工課</u> 、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部	
2-27 (51)	3	1	3	■市が実施する対策 2 湾岸保全施設の整備（建設課、 <u>農林水産課</u> ）	■市が実施する対策 2 湾岸保全施設の整備（建設課、 <u>農水商工課</u> ）	組織改編
2-28 (52)				3 施設の維持管理（建設課、 <u>農林水産課</u> ）	3 施設の維持管理（建設課、 <u>農水商工課</u> ）	
				7 国及び県から、河川の危険水位情報や高潮情報等、市が <u>避難情報</u> の発令を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。	7 国及び県から、河川の危険水位情報や高潮情報等、市が <u>避難情報情報</u> の発令を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。	誤記修正 避難 情報情報 →避難情報
				8 湛水（たんすい）防除対策（ <u>農林水産課</u> ）	8 湛水（たんすい）防除対策（ <u>農水商工課</u> ）	組織改編
				9 老朽ため池対策（ <u>農林水産課</u> ） 【主担当課】 ・建設課、 <u>農林水産課</u> 、総務課、消防本部、健康福祉課、教育委員会事務局	9 老朽ため池対策（ <u>農水商工課</u> ） 【主担当課】 ・建設課、 <u>農水商工課</u> 、総務課、消防本部、健康福祉課、教育委員会事務局	
2-29 (53)	3	2	2	【公助】 実施主体 対策（活動）項目 市 (6) 被災宅地 <u>危険度判定士</u> の養成	【公助】 実施主体 対策（活動）項目 市 (6) 被災宅地 <u>応急危険度判定士</u> の養成	県意見 (R 4. 5) の反映
2-30 (54)				6 被災宅地 <u>危険度判定士</u> の養成（建設課） 降雨時による（中略）、被災宅地 <u>危険度判定士</u> を要請する。	6 被災宅地 <u>応急危険度判定士</u> の養成（建設課） 降雨時による（中略）、被災宅地 <u>応急危険度判定士</u> を要請する。	
2-31 (55) ～32 (56)	3	3	3	■市が実施する対策 1 農地の防災対策（ <u>農林水産課</u> ） 2 森林の防災対策（ <u>農林水産課</u> ） 3 漁港の防災対策（ <u>農林水産課</u> ） 【主担当課】 ・ <u>農林水産課</u>	■市が実施する対策 1 農地の防災対策（ <u>農水商工課</u> ） 2 森林の防災対策（ <u>農水商工課</u> ） 3 漁港の防災対策（ <u>農水商工課</u> ） 【主担当課】 ・ <u>農水商工課</u>	組織改編

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

2部4

ページ	章	節	項	新	旧	備考																																																																																												
2-35 (59)	4	1	3	■市が実施する対策 1 市における対策 (2) 陸上輸送対策（市民課、建設課） ア 自動車等による輸送 (7) 緊急輸送道路の指定 a 緊急輸送道路の指定方針 （前略）具体的には、「三重県 <u>緊急輸送ネットワーク</u> 計画」に（以下略）	■市が実施する対策 1 市における対策 (2) 陸上輸送対策（市民課、建設課） ア 自動車等による輸送 (7) 緊急輸送道路の指定 a 緊急輸送道路の指定方針 （前略）具体的には、「三重県 <u>地域防災</u> 計画」に（以下略）	県意見 (R 4. 5) の反映																																																																																												
2-35 (59)				b 第 1 次緊急輸送道路 <table><tr><th>種別</th><th>路線番号</th><th>路線名</th><th>区間（起点～終点）</th></tr><tr><td>自動車専用道</td><td>1 6 7</td><td>第二伊勢道路</td><td>鳥羽南・白木 IC～松下 JCT</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>1 6 7</td><td>一般国道 167 号</td><td>鳥羽市白木町～鳥羽南・白木 IC</td></tr></table> c 第 2 次緊急輸送道路 <table><tr><th>種別</th><th>路線番号</th><th>路線名</th><th>区間（起点～終点）</th></tr><tr><td>一般国道</td><td>4 2</td><td>一般国道 4 2 号</td><td>鳥羽市鳥羽～伊勢市二見町</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>1 6 7</td><td>一般国道 167 号</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>1 6 7</td><td>一般国道 167 号</td><td>鳥羽市白木町～鳥羽市松尾町</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>7 5 0</td><td>阿児磯部鳥羽線</td><td>鳥羽市安楽島町～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>その他市道</td><td>—</td><td>浅橋線</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>1 級市道</td><td>—</td><td>岩崎樋ノ山線</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>その他市道</td><td>—</td><td>学校前線</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>その他市道</td><td>—</td><td>東中学校線</td><td>鳥羽市安楽島町～鳥羽市安楽島町</td></tr></table>	種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）	自動車専用道	1 6 7	第二伊勢道路	鳥羽南・白木 IC～松下 JCT	一般国道	1 6 7	一般国道 167 号	鳥羽市白木町～鳥羽南・白木 IC	種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）	一般国道	4 2	一般国道 4 2 号	鳥羽市鳥羽～伊勢市二見町	一般国道	1 6 7	一般国道 167 号	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	一般国道	1 6 7	一般国道 167 号	鳥羽市白木町～鳥羽市松尾町	一般国道	7 5 0	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市安楽島町～鳥羽市鳥羽	その他市道	—	浅橋線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	1 級市道	—	岩崎樋ノ山線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	その他市道	—	学校前線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	その他市道	—	東中学校線	鳥羽市安楽島町～鳥羽市安楽島町	b 第 1 次緊急輸送道路 <table><tr><th>種別</th><th>路線番号</th><th>路線名</th><th>区間（起点～終点）</th></tr><tr><td>自動車専用道</td><td>1 6 7</td><td>第二伊勢道路</td><td>「松下 JCT」～「鳥羽南・白木 IC」</td></tr></table> c 第 2 次緊急輸送道路 <table><tr><th>種別</th><th>路線番号</th><th>路線名</th><th>区間（起点～終点）</th></tr><tr><td>一般国道</td><td>4 2</td><td>一般国道 4 2 号</td><td>鳥羽市鳥羽～伊勢市朝熊町</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>1 6 7</td><td>一般国道 167 号</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>1 6 7</td><td>一般国道 167 号</td><td>鳥羽市松尾町～鳥羽市白木町</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>7 5 0</td><td>阿児磯部鳥羽線</td><td>鳥羽市大明東町～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>市道</td><td>—</td><td>浅橋線</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>市道</td><td>—</td><td>岩崎樋ノ山線</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>市道</td><td>—</td><td>学校前線</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>市道</td><td>—</td><td>東中学校線</td><td>鳥羽市大明東町～鳥羽市安楽島町</td></tr></table>	種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）	自動車専用道	1 6 7	第二伊勢道路	「松下 JCT」～「鳥羽南・白木 IC」	種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）	一般国道	4 2	一般国道 4 2 号	鳥羽市鳥羽～伊勢市朝熊町	一般国道	1 6 7	一般国道 167 号	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	一般国道	1 6 7	一般国道 167 号	鳥羽市松尾町～鳥羽市白木町	一般国道	7 5 0	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市大明東町～鳥羽市鳥羽	市道	—	浅橋線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	市道	—	岩崎樋ノ山線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	市道	—	学校前線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	市道	—	東中学校線	鳥羽市大明東町～鳥羽市安楽島町	県意見 (R 4. 5) 及び R4 地震・津波対策編に整合
種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）																																																																																															
自動車専用道	1 6 7	第二伊勢道路	鳥羽南・白木 IC～松下 JCT																																																																																															
一般国道	1 6 7	一般国道 167 号	鳥羽市白木町～鳥羽南・白木 IC																																																																																															
種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）																																																																																															
一般国道	4 2	一般国道 4 2 号	鳥羽市鳥羽～伊勢市二見町																																																																																															
一般国道	1 6 7	一般国道 167 号	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																																																															
一般国道	1 6 7	一般国道 167 号	鳥羽市白木町～鳥羽市松尾町																																																																																															
一般国道	7 5 0	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市安楽島町～鳥羽市鳥羽																																																																																															
その他市道	—	浅橋線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																																																															
1 級市道	—	岩崎樋ノ山線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																																																															
その他市道	—	学校前線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																																																															
その他市道	—	東中学校線	鳥羽市安楽島町～鳥羽市安楽島町																																																																																															
種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）																																																																																															
自動車専用道	1 6 7	第二伊勢道路	「松下 JCT」～「鳥羽南・白木 IC」																																																																																															
種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）																																																																																															
一般国道	4 2	一般国道 4 2 号	鳥羽市鳥羽～伊勢市朝熊町																																																																																															
一般国道	1 6 7	一般国道 167 号	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																																																															
一般国道	1 6 7	一般国道 167 号	鳥羽市松尾町～鳥羽市白木町																																																																																															
一般国道	7 5 0	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市大明東町～鳥羽市鳥羽																																																																																															
市道	—	浅橋線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																																																															
市道	—	岩崎樋ノ山線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																																																															
市道	—	学校前線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																																																															
市道	—	東中学校線	鳥羽市大明東町～鳥羽市安楽島町																																																																																															
2-36 (60)				c 第 3 次緊急輸送道路 <table><tr><th>種別</th><th>路線番号</th><th>路線名</th><th>区間（起点～終点）</th></tr><tr><td>一般国道</td><td>1 6 7</td><td>一般国道 167 号</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市松尾町</td></tr><tr><td>一般県道</td><td>1 2 8</td><td>鳥羽阿児線</td><td>志摩市阿児町鶴方～鳥羽市浦村町</td></tr><tr><td>一般県道</td><td>7 5 0</td><td>阿児磯部鳥羽線</td><td>鳥羽市浦村町～鳥羽市安楽島町</td></tr><tr><td>その他市道</td><td>二</td><td>臥戸線</td><td>鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町</td></tr><tr><td>その他市道</td><td>二</td><td>岩ノ谷線</td><td>鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町</td></tr><tr><td>その他市道</td><td>二</td><td>畑田口線</td><td>鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町</td></tr></table>	種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）	一般国道	1 6 7	一般国道 167 号	鳥羽市鳥羽～鳥羽市松尾町	一般県道	1 2 8	鳥羽阿児線	志摩市阿児町鶴方～鳥羽市浦村町	一般県道	7 5 0	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町～鳥羽市安楽島町	その他市道	二	臥戸線	鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町	その他市道	二	岩ノ谷線	鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町	その他市道	二	畑田口線	鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町	c 第 3 次緊急輸送道路 <table><tr><th>種別</th><th>路線番号</th><th>路線名</th><th>区間（起点～終点）</th></tr><tr><td>一般国道</td><td>1 6 7</td><td>一般国道 167 号</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市松尾町</td></tr><tr><td>一般県道</td><td>1 2 8</td><td>鳥羽阿児線</td><td>鳥羽市浦村町～志摩市阿児町鶴方</td></tr><tr><td>一般県道</td><td>7 5 0</td><td>阿児磯部鳥羽線</td><td>鳥羽市浦村町～鳥羽市大明東町</td></tr><tr><td>（追加）</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）	一般国道	1 6 7	一般国道 167 号	鳥羽市鳥羽～鳥羽市松尾町	一般県道	1 2 8	鳥羽阿児線	鳥羽市浦村町～志摩市阿児町鶴方	一般県道	7 5 0	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町～鳥羽市大明東町	（追加）																																																
種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）																																																																																															
一般国道	1 6 7	一般国道 167 号	鳥羽市鳥羽～鳥羽市松尾町																																																																																															
一般県道	1 2 8	鳥羽阿児線	志摩市阿児町鶴方～鳥羽市浦村町																																																																																															
一般県道	7 5 0	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町～鳥羽市安楽島町																																																																																															
その他市道	二	臥戸線	鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町																																																																																															
その他市道	二	岩ノ谷線	鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町																																																																																															
その他市道	二	畑田口線	鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町																																																																																															
種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）																																																																																															
一般国道	1 6 7	一般国道 167 号	鳥羽市鳥羽～鳥羽市松尾町																																																																																															
一般県道	1 2 8	鳥羽阿児線	鳥羽市浦村町～志摩市阿児町鶴方																																																																																															
一般県道	7 5 0	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町～鳥羽市大明東町																																																																																															
（追加）																																																																																																		

凡 例	赤字下線 : 修正箇所
-----	-------------

				新	旧	備考
ページ	章	節	項			
2-36 (60)	4	1	3	【三重県緊急ネットワーク図（志摩管内）<u>R5.2</u>改訂版】 	【三重県緊急ネットワーク図（志摩管内）<u>R4.2</u>改訂版】 	県意見 (R 4、5) の反映
2-37 (61)				1 (1)ア㍿ 輸送車両等の確保 (前略)【資料編：13 公用車一覧表(<u>P78</u>)】	1 (1)ア㍿ 輸送車両等の確保 (前略)【資料編：13 公用車一覧表(<u>P62</u>)】	資料編の 修正に整合

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

2部6

ページ	章	節	項	新	旧	備考								
2-37 (61)	4	1	3	1 (3) 海上輸送対策（定期船課、 <u>農林水産課</u> ） ア 船舶等による輸送 （前略）【資料編：14 市有船舶等一覧(P82)】	1 (3) 海上輸送対策（定期船課、 <u>農水商工課</u> ） ア 船舶等による輸送 （前略）【資料編：14 市有船舶等一覧(P66)】	組織改編と資料編修正に整合								
2-38 (62)			1 (4) 空中輸送対策（消防本部） ア ヘリコプター等による輸送 資料編： <u>15</u> 県防災ヘリコプター離着陸場一覧表(P83)】	1 (4) 空中輸送対策（消防本部） ア ヘリコプター等による輸送 資料編： <u>16</u> 県防災ヘリコプター離着陸場一覧表(P279)】	資料編の修正に整合									
			■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策 1 市の緊急輸送機能確保への協力 <u>(1)</u> 鳥羽市から直接要請を行う機関	■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策 1 市の緊急輸送機能確保への協力 <u>(1)</u> 県を通じて要請を行う機関（表略） <u>(2)</u> 鳥羽市から直接要請を行う機関	最新の状況に更新									
			<table><tr><th>機関名</th><th>区分</th><th>能力</th></tr><tr><td>国際特別都市建設連盟(県外 <u>9</u> 市町)</td><td>陸</td><td>(略)</td></tr></table> <u>(2)</u> 県を通じて要請を行う機関（表略）	機関名	区分	能力	国際特別都市建設連盟(県外 <u>9</u> 市町)	陸	(略)	<table><tr><th>機関名</th><th>区分</th><th>能力</th></tr><tr><td>国際特別都市建設連盟(県外 <u>11</u> 市町)</td><td>陸</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	区分	能力	国際特別都市建設連盟(県外 <u>11</u> 市町)
機関名	区分	能力												
国際特別都市建設連盟(県外 <u>9</u> 市町)	陸	(略)												
機関名	区分	能力												
国際特別都市建設連盟(県外 <u>11</u> 市町)	陸	(略)												
			【主担当課】 ・総務課、市民課、 <u>農林水産課</u> 、建設課、定期船課、消防本部	【主担当課】 ・総務課、市民課、 <u>農水商工課</u> 、建設課、定期船課、消防本部	組織改編									
2-43 (67)	5	2	3	■市が実施する対策 1 (1)キ ソーシャル・ネットワーキング・サービス <u>(以下「SNS」と記載)の活用</u> （以下略） (2)カ SNS <u>の活用</u>	■市が実施する対策 1 (1)キ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS） <u>を活用した情報収集</u> （以下略） (2)カ SNS <u>を活用した情報伝達</u>	表現を「活用」に統一								
2-45 (69)	5	3	3	■市が実施する対策 1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策（健康福祉課） 災害による重篤患者の発生及び浸水等による医療機能の低下に備えて、あらかじめ <u>志摩医師会及び鳥羽志摩歯科医師会の協力</u> のもと、救急医療体制の確立に努める。 (1)イ 自主救護体制の確立 救護所の設置、医療救護班の編成、出動について <u>志摩医師会及び鳥羽志摩歯科医師会等と協議</u> して災害時医療救護活動計画を定める。また、市民自らも自発的に救急活動を行う体制づくりを推進する。	■市が実施する対策 1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策（健康福祉課） 災害による重篤患者の発生及び浸水等による医療機能の低下に備えて、あらかじめ <u>志摩医師会の協力</u> のもと、救急医療体制の確立に努める。 (1)イ 自主救護体制の確立 救護所の設置、医療救護班の編成、出動について <u>志摩医師会等と協議</u> して災害時医療救護活動計画を定める。また、市民自らも自発的に救急活動を行う体制づくりを推進する。	R4 地震・津波対策編に整合 （鳥羽志摩歯科医師会の追加）								
2-46 (70)			ウ 医療救護班の編成 医療救護班の編成について、市は、 <u>志摩医師会及び鳥羽志摩歯科医師会等と連携し</u> 体制整備を図るものとする。	ウ 医療救護班の編成 医療救護班の編成について、市は、 <u>志摩医師会と連携し</u> 体制整備を図るものとする。										

凡 例 赤字下線 : 修正箇所

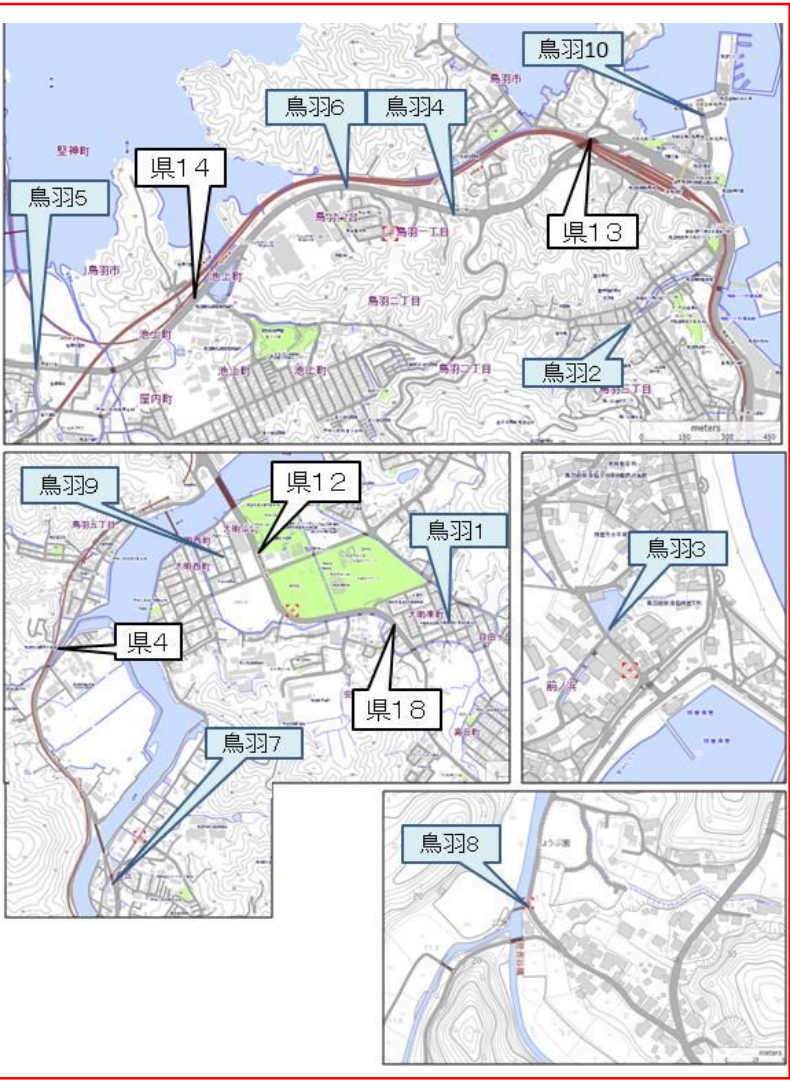
2 部 7

ページ	章	節	項	新	旧	備考										
2-46 (70)	5	3	3	■災害時医療・救護関係機関が実施する対策 1 医療体制の整備 「■市が実施する対策 1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備」(P2-45)に沿った対策を講じる。	■災害時医療・救護関係機関が実施する対策 1 医療体制の整備 「■市が実施する対策 1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備」(P69)に沿った対策を講じる。	ページ表記の変更										
				3 医療機能の確保 「■市が実施する対策 1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策 (2) 医療機能の確保」(P2-46)に沿った対策を講じる。	3 医療機能の確保 「■市が実施する対策 1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策 (2) 医療機能の確保」(P70)に沿った対策を講じる。	ページ表記の変更										
2-58 (82)	6	1	2	【自助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td rowspan="2">市民・事業者等</td><td><局地的大雨対策> (4) 大雨の予報、又は既に降っている場合の行動</td></tr><tr><td><雪害対策> (2) 降雪・凍結の状況、又は予想される場合の行動</td></tr></table>	実施主体	対策（活動）項目	市民・事業者等	<局地的大雨対策> (4) 大雨の予報、又は既に降っている場合の行動	<雪害対策> (2) 降雪・凍結の状況、又は予想される場合の行動	【自助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td rowspan="2">市民・事業者等</td><td><局地的大雨対策> (追加)</td></tr><tr><td><雪害対策> (追加)</td></tr></table>	実施主体	対策（活動）項目	市民・事業者等	<局地的大雨対策> (追加)	<雪害対策> (追加)	項目の追加
実施主体	対策（活動）項目															
市民・事業者等	<局地的大雨対策> (4) 大雨の予報、又は既に降っている場合の行動															
	<雪害対策> (2) 降雪・凍結の状況、又は予想される場合の行動															
実施主体	対策（活動）項目															
市民・事業者等	<局地的大雨対策> (追加)															
	<雪害対策> (追加)															
2-59 (83)	6	1	3	■市が実施する対策 <局地的大雨対策> 6 排水機場の整備（建設課、農林水産課） 7 農林業への被害防止（農林水産課） 8 市民等の意識啓発（総務課、建設課） （前略）<局地的大雨対策>(P2-61)に記す（以下略）	■市が実施する対策 <局地的大雨対策> 6 排水機場の整備（建設課、農水商工課） 7 農林業への被害防止（農水商工課） 8 市民等の意識啓発（総務課、建設課） （前略）<局地的大雨対策>(P85)に記す（以下略）	組織改編とページ表記の変更										
2-59 (83) ～60 (84)				<竜巻等突風対策> 2 農林業への被害防止（農林水産課） 3 市民等の意識啓発（総務課） （前略）<竜巻等突風対策>」(P2-61)に記す（以下略） <雪害対策> 4 農林業への被害防止（農林水産課） 5 市民等の意識啓発（総務課） （前略）<雪害対策>」(P2-62)に記す（以下略）	<竜巻等突風対策> 2 農林業への被害防止（農水商工課） 3 市民等の意識啓発（総務課） （前略）<竜巻等突風対策>」(P85)に記す（以下略） <雪害対策> 4 農林業への被害防止（農水商工課） 5 市民等の意識啓発（総務課） （前略）<雪害対策>」(P85)に記す（以下略）											
2-61 (85) ～ 2-62 (86)				■市民・事業者等が実施する対策 <局地的大雨対策> 4 大雨の予報、又は既に大雨が降っている場合の行動 一人ひとりが「自分の命は自分で守る。」ことを最優先に行動し、日ごろから、大雨時には身の回りのどこに危険が潜んでいるかを、洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップや、過去の冠水場所について確認しておき、大雨の可能性のある状況で行動する事の可否について適切な判断を行う。また、予期せぬ大雨に遭遇した場合も、落ち着いて状況を把握して、帰巣本能や正常性バイアスに囚われることなく、自分の命を守るための最善の方法を選択する。 【図 三重県道路冠水箇所一覧表】(P2-62)	■市民・事業者等が実施する対策 <局地的大雨対策> (追加)		台風2号の影響による令和5年6月2～3日の教訓追加									

凡 例 赤字下線 : 修正箇所

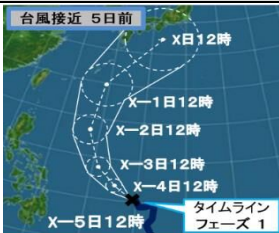
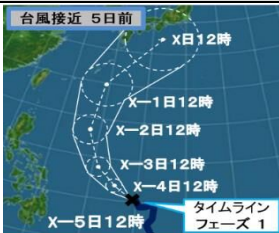
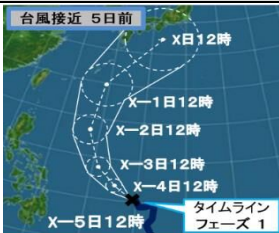
ページ	章	節	項	新	旧	備考																																								
2-62 (86)	6	1	3	＜雪害対策＞ <u>2 降雪・凍結の状況、又は予想される場合の行動</u> <u>(1) スタッドレスタイヤ又はタイヤチェーンを必ず装着し、不要不急の外出を避け、自身の運転技量を過信することなく、坂道等の経路を避ける等リスク軽減の処置を実施して車両を運行する。※積雪・凍結した道路をタイヤチェーン等の有効なすべり止め措置を講じないで走行した場合、三重県道路交通法施行規則 第16条・第5号による法令違反（5万円以下の罰金）となる。</u> <u>(2) 例え自分が法令を遵守し、有効なすべり止め措置を実施していたとしても、車両運行者の一部が法令違反の状態のまま車両を運行して事故渋滞や立ち往生を発生させる可能性がある事も考慮して時間の余裕を持ち行動する。</u>	＜雪害対策＞ <u>(追加)</u>	令和5年1月26日の大雪での教訓追加																																								
				<u>【三重県道路冠水箇所一覧表（鳥羽市分、抜粋）】</u> <table><tr><th>番号</th><th>箇所名</th><th>道路種別</th><th>備考</th></tr><tr><td>県(志摩)4</td><td>旧鳥羽消防署付近</td><td>(国)</td><td>国道167号船津町281番地付近</td></tr><tr><td>〃12</td><td>大明西町</td><td>(県)</td><td>阿児磯部鳥羽線 大明西町1-1付近</td></tr><tr><td>〃13</td><td>鳥羽一丁目</td><td>(国)</td><td>国道42号 鳥羽一丁目付近</td></tr><tr><td>〃14</td><td>堅神</td><td>(国)</td><td>国道42号 堅神</td></tr><tr><td>〃18</td><td>大明東町</td><td>(県)</td><td>阿児磯部鳥羽線大明東町19-1付近</td></tr></table> ※凡例 (国): 国道、(県) 一般県道	番号	箇所名	道路種別	備考	県(志摩)4	旧鳥羽消防署付近	(国)	国道167号船津町281番地付近	〃12	大明西町	(県)	阿児磯部鳥羽線 大明西町1-1付近	〃13	鳥羽一丁目	(国)	国道42号 鳥羽一丁目付近	〃14	堅神	(国)	国道42号 堅神	〃18	大明東町	(県)	阿児磯部鳥羽線大明東町19-1付近	<u>(追加)</u>	冠水箇所の記載																
				番号	箇所名	道路種別	備考																																							
県(志摩)4	旧鳥羽消防署付近	(国)	国道167号船津町281番地付近																																											
〃12	大明西町	(県)	阿児磯部鳥羽線 大明西町1-1付近																																											
〃13	鳥羽一丁目	(国)	国道42号 鳥羽一丁目付近																																											
〃14	堅神	(国)	国道42号 堅神																																											
〃18	大明東町	(県)	阿児磯部鳥羽線大明東町19-1付近																																											
上記以外で、過去冠水したことのある主な地点 <table><tr><th>番号</th><th>箇所名</th><th>道路種別</th><th>備考</th></tr><tr><td>鳥羽1</td><td>大明東町</td><td>(市)</td><td>大明東町16番地</td></tr><tr><td>〃2</td><td>鳥羽三丁目</td><td>(市)</td><td>錦町通（市役所前）</td></tr><tr><td>〃3</td><td>相差町</td><td>(市)</td><td>ポンプ場～漁協相差支所</td></tr><tr><td>〃4</td><td>鳥羽一丁目21番地</td><td>(国)</td><td>国道42号伊勢志摩スカイライン</td></tr><tr><td>〃5</td><td>堅神町</td><td>(市)</td><td>池の浦駅～公民館堅神分館</td></tr><tr><td>〃6</td><td>鳥羽一丁目17番地</td><td>(国)</td><td>国道42号・鳥羽美台入口</td></tr><tr><td>〃7</td><td>船津町</td><td>(市)</td><td>国道167号・幸丘橋高架下</td></tr><tr><td>〃8</td><td>松尾町</td><td>(市)</td><td>登長谷橋～しょうぶ園</td></tr><tr><td>〃9</td><td>大明西町</td><td>(市)</td><td>大明西町3～5番地</td></tr><tr><td>〃10</td><td>鳥羽一丁目</td><td>(市)</td><td>佐田浜第3駐車場前</td></tr></table> ※凡例 (国): 国道、(市): 市道	番号	箇所名	道路種別	備考	鳥羽1	大明東町	(市)	大明東町16番地	〃2	鳥羽三丁目	(市)	錦町通（市役所前）	〃3	相差町	(市)	ポンプ場～漁協相差支所	〃4	鳥羽一丁目21番地	(国)	国道42号伊勢志摩スカイライン	〃5	堅神町	(市)	池の浦駅～公民館堅神分館	〃6	鳥羽一丁目17番地	(国)	国道42号・鳥羽美台入口	〃7	船津町	(市)	国道167号・幸丘橋高架下	〃8	松尾町	(市)	登長谷橋～しょうぶ園	〃9	大明西町	(市)	大明西町3～5番地	〃10	鳥羽一丁目	(市)	佐田浜第3駐車場前	<u>(追加)</u>	冠水箇所の記載
番号	箇所名	道路種別	備考																																											
鳥羽1	大明東町	(市)	大明東町16番地																																											
〃2	鳥羽三丁目	(市)	錦町通（市役所前）																																											
〃3	相差町	(市)	ポンプ場～漁協相差支所																																											
〃4	鳥羽一丁目21番地	(国)	国道42号伊勢志摩スカイライン																																											
〃5	堅神町	(市)	池の浦駅～公民館堅神分館																																											
〃6	鳥羽一丁目17番地	(国)	国道42号・鳥羽美台入口																																											
〃7	船津町	(市)	国道167号・幸丘橋高架下																																											
〃8	松尾町	(市)	登長谷橋～しょうぶ園																																											
〃9	大明西町	(市)	大明西町3～5番地																																											
〃10	鳥羽一丁目	(市)	佐田浜第3駐車場前																																											

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

ページ	章	節	項	新	旧	備考
2-63 (87)	6	1	3		(追加)	冠水箇所の 具体化
				【主担当課】 ・総務課、建設課、水道課、<u>農林水産課</u>	【主担当課】 ・総務課、建設課、水道課、<u>農水商工課</u>	組織改編

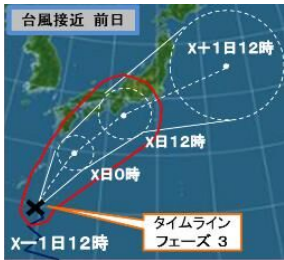
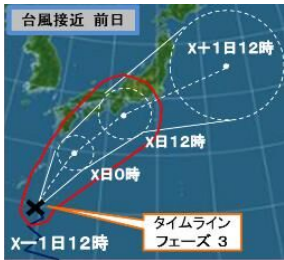
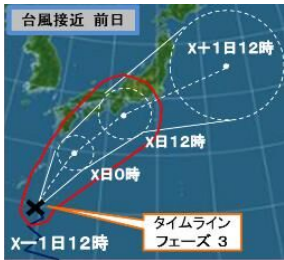
凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

第3部 台風接近時等の減災対策

ページ	章	節	項	新	旧	備考									
3-1 (87)	1	1	—	<u>(削除)</u>	<u>台風等が頻発化（以下略）</u>	県計画 (R5.3 P137) に整合し 市タイムラ インを具体 的に記載									
			<u>1 「鳥羽市版タイムライン」の基本的な考え方</u> 発災前から予測できる台風（最大風速が17.2m／秒に達した低気圧）に対して、事前対策から発災後の対策までを、「いつ、誰が、何をするか」をタイムラインの考え方により時系列で整理し、各段階で「抜け・洩れ・落ち」のない対策を講じることを目的とする。 <u>(1) 想定される運用時期（いつ）</u> 概ね台風到達5日前から1日後（原則、市災害対策本部廃止まで） <u>(2) 運用主体（誰が）</u> 市災害対策本部における各部（課）と、災害対応上関係する機関 <u>(3) 行動項目（何を）</u> 市災害対策本部の設置前から、事前にすべき対策を洗い出し、その内容を行動項目として列挙 <u>(4) 対象とする災害</u> 市に影響を及ぼす可能性がある台風 <u>(5) タイムラインフェーズ</u> 台風の接近状況や気象状況・避難情報の発令状況によりフェーズを設定し、以下に記載した行動項目について準備・行動する。（各フェーズは、市配備体制（P3-4）とは連動していない。） ※市への影響が少ない等の理由により発動しない又は遅らせる場合がある。 進路予想の変化等によりフェーズ2以降から発動する場合やフェーズを飛ばす場合がある。	<u>1 市タイムラインの基本的な考え方</u> <u>(1) 対象災害・発動要件</u> <u>（以下略）</u>											
				<table><tr><th>区 分</th><th>想定される台風経路図</th><th>参考とするトリガー情報</th></tr><tr><td> <u>フェーズ1</u> <u>発動</u> <u>（5日前～</u> <u>2日前）</u> </td><td></td><td> ・台風経路図の5日間（120時間）予想で市が予報円に入る。 ・「台風に関する三重県（又は東海地方）気象情報」が発表される。 </td></tr><tr><td> <u>フェーズ2</u> <u>準備段階</u> <u>（2日前～</u> <u>1日前）</u> </td><td></td><td> ・台風経路図の48時間予報で市が予報円に入る。 ・早期注意情報（警報級の可能性）[高]が発表された以下の注意報 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 </td></tr></table>	区 分	想定される台風経路図	参考とするトリガー情報	<u>フェーズ1</u> <u>発動</u> <u>（5日前～</u> <u>2日前）</u>		・台風経路図の5日間（120時間）予想で市が予報円に入る。 ・「台風に関する三重県（又は東海地方）気象情報」が発表される。	<u>フェーズ2</u> <u>準備段階</u> <u>（2日前～</u> <u>1日前）</u>		・台風経路図の48時間予報で市が予報円に入る。 ・早期注意情報（警報級の可能性）[高]が発表された以下の注意報 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報		
区 分	想定される台風経路図	参考とするトリガー情報													
<u>フェーズ1</u> <u>発動</u> <u>（5日前～</u> <u>2日前）</u>		・台風経路図の5日間（120時間）予想で市が予報円に入る。 ・「台風に関する三重県（又は東海地方）気象情報」が発表される。													
<u>フェーズ2</u> <u>準備段階</u> <u>（2日前～</u> <u>1日前）</u>		・台風経路図の48時間予報で市が予報円に入る。 ・早期注意情報（警報級の可能性）[高]が発表された以下の注意報 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報													

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

3部2

ページ	章	節	項	新	旧	備考															
3-2 (88)	1	1	ー	<table><tr><th>区 分</th><th>想定される台風経路図</th><th>参考とするトリガー情報</th></tr><tr><td>フェーズ3 早期警戒 (1日前～ 当日)</td><td></td><td> ・台風経路図の24時間予想で市が予報円に入る。 ・市内で、重大災害の発生する恐れがあるとき ・大雨（土砂災害）警報 ・暴風警報 ・波浪特別警報 ・土砂災害警戒情報 ・警戒レベル3（高齢者等避難） ・避難判断水位 </td></tr><tr><td>フェーズ4 行動 (当 日)</td><td></td><td> ・台風が市へ接近、又は通過し、重大な災害が発生する恐れが更に高まったとき ・大雨（土砂災害・浸水害）警報・特別警報 ・洪水警報 ・高潮警報・特別警報 ・土砂災害警戒情報 ・警戒レベル4（避難指示） ・記録的短時間大雨情報 ・氾濫危険水位 </td></tr><tr><td>フェーズ5 緊急対応 (当 日)</td><td></td><td> ・台風が市へ接近、又は通過し、重大な災害が発生する恐れが著しく大きくなったとき ・警戒レベル5（緊急安全確保） ・氾濫開始水位 </td></tr><tr><td>フェーズ0 解 除 (当日～ 1日後)</td><td></td><td> ・台風が市から遠ざかる、又は衰退し、重大な災害の発生する恐れがなくなったとき ・警報解除 </td></tr></table>	区 分	想定される台風経路図	参考とするトリガー情報	フェーズ3 早期警戒 (1日前～ 当日)		・台風経路図の24時間予想で市が予報円に入る。 ・市内で、重大災害の発生する恐れがあるとき ・大雨（土砂災害）警報 ・暴風警報 ・波浪特別警報 ・土砂災害警戒情報 ・警戒レベル3（高齢者等避難） ・避難判断水位	フェーズ4 行動 (当 日)		・台風が市へ接近、又は通過し、重大な災害が発生する恐れが更に高まったとき ・大雨（土砂災害・浸水害）警報・特別警報 ・洪水警報 ・高潮警報・特別警報 ・土砂災害警戒情報 ・警戒レベル4（避難指示） ・記録的短時間大雨情報 ・氾濫危険水位	フェーズ5 緊急対応 (当 日)		・台風が市へ接近、又は通過し、重大な災害が発生する恐れが著しく大きくなったとき ・警戒レベル5（緊急安全確保） ・氾濫開始水位	フェーズ0 解 除 (当日～ 1日後)		・台風が市から遠ざかる、又は衰退し、重大な災害の発生する恐れがなくなったとき ・警報解除	(省略：前頁からの続き)	県計画 (R5.3 P137) に整合し 市タイムラ インを具体 的に記載
区 分	想定される台風経路図	参考とするトリガー情報																			
フェーズ3 早期警戒 (1日前～ 当日)		・台風経路図の24時間予想で市が予報円に入る。 ・市内で、重大災害の発生する恐れがあるとき ・大雨（土砂災害）警報 ・暴風警報 ・波浪特別警報 ・土砂災害警戒情報 ・警戒レベル3（高齢者等避難） ・避難判断水位																			
フェーズ4 行動 (当 日)		・台風が市へ接近、又は通過し、重大な災害が発生する恐れが更に高まったとき ・大雨（土砂災害・浸水害）警報・特別警報 ・洪水警報 ・高潮警報・特別警報 ・土砂災害警戒情報 ・警戒レベル4（避難指示） ・記録的短時間大雨情報 ・氾濫危険水位																			
フェーズ5 緊急対応 (当 日)		・台風が市へ接近、又は通過し、重大な災害が発生する恐れが著しく大きくなったとき ・警戒レベル5（緊急安全確保） ・氾濫開始水位																			
フェーズ0 解 除 (当日～ 1日後)		・台風が市から遠ざかる、又は衰退し、重大な災害の発生する恐れがなくなったとき ・警報解除																			
				(6) 「ゼロ・アワー」の定義 台風上陸や台風接近に影響した大雨・暴風等による被害が想定される時点を「ゼロ・アワー」として設定し、そこに至るまでの「リードタイム」を考慮して、それぞれの担当部（課）の防災行動を実施する目安とする。																	

凡 例 赤字下線 : 修正箇所

3 部 3

ページ	章	節	項	新	旧	備考																														
3-4 (90)	2	1	3	■市が実施する対策 <table><tr><td>配備体制</td><td>第1 配備 準備体制</td><td>第2 配備 初動（縮小）体制</td><td>第3 配備 警戒体制</td><td>第4 配備 非常体制</td></tr><tr><td></td><td>(削除)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	配備体制	第1 配備 準備体制	第2 配備 初動（縮小）体制	第3 配備 警戒体制	第4 配備 非常体制		(削除)				■市が実施する対策 <table><tr><td>配備体制</td><td>第1 配備 準備態勢</td><td>第2 配備 初動(縮小)体制</td><td>第3 配備 警戒体制</td><td>第4 配備 非常体制</td></tr><tr><td></td><td>鳥羽市タイムラインフェーズ 1～2 の時</td><td>＝</td><td>鳥羽市タイムラインフェーズ 3～5 の時</td><td>＝</td></tr></table>	配備体制	第1 配備 準備態勢	第2 配備 初動(縮小)体制	第3 配備 警戒体制	第4 配備 非常体制		鳥羽市タイムラインフェーズ 1～2 の時	＝	鳥羽市タイムラインフェーズ 3～5 の時	＝	タイムラインと配備体制の判断基準が異なるため削除										
配備体制	第1 配備 準備体制	第2 配備 初動（縮小）体制	第3 配備 警戒体制	第4 配備 非常体制																																
	(削除)																																			
配備体制	第1 配備 準備態勢	第2 配備 初動(縮小)体制	第3 配備 警戒体制	第4 配備 非常体制																																
	鳥羽市タイムラインフェーズ 1～2 の時	＝	鳥羽市タイムラインフェーズ 3～5 の時	＝																																
3-6 (92)				2 市災対本部の設置 <table><tr><td>設置基準</td><td>「■市の配備基準(中略)配備体制」(P3-4)による。</td></tr><tr><td>所掌事務</td><td>【別表】所掌事務一覧表 (P3-7～18 参照)</td></tr></table>	設置基準	「■市の配備基準(中略)配備体制」(P3-4)による。	所掌事務	【別表】所掌事務一覧表 (P3-7～18 参照)	2 市災対本部の設置 <table><tr><td>設置基準</td><td>「■市の配備基準（中略）配備体制」(P90)による。</td></tr><tr><td>所掌事務</td><td>【別表】所掌事務一覧表 (P93～P104 参照)</td></tr></table>	設置基準	「■市の配備基準（中略）配備体制」(P90)による。	所掌事務	【別表】所掌事務一覧表 (P93～P104 参照)	ページ表記の変更																						
設置基準	「■市の配備基準(中略)配備体制」(P3-4)による。																																			
所掌事務	【別表】所掌事務一覧表 (P3-7～18 参照)																																			
設置基準	「■市の配備基準（中略）配備体制」(P90)による。																																			
所掌事務	【別表】所掌事務一覧表 (P93～P104 参照)																																			
3-7 (93) ～ 3-8 (94)				【別表】所掌事務一覧表 1 予防期（平時に準備すること） <table><tr><td>各所属(所属長)</td><td>所掌事務</td><td>構成員</td></tr><tr><td>総務課 (総務課長)</td><td>【防災危機管理室】 9 指定緊急避難場所の見直し</td><td>(略)</td></tr><tr><td>税務課 (税務課長)</td><td>【管理収納係・市民税係・固定資産税係】 (以下略)</td><td>税務課員</td></tr><tr><td>農林水産課 (農林水産課長)</td><td>【農林係・水産係・水産研究所】 1 企業・事業所の防災対策の促進 2 水産の防災対策の推進 3 農業施設等の防災対策の推進 4 漁港施設の防災対策の推進 5 海上輸送対策 6 農林水産関係者への啓発</td><td>農林水産課員</td></tr><tr><td>観光商工課 (観光商工課長)</td><td>1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 2 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 3 観光客等の避難誘導體制の確立 4 帰宅困難者一時受入れ体制の確立 5 企業・事業所の防災対策の促進 6 物資拠点の運営体制の構築</td><td>観光商工課員</td></tr></table>	各所属(所属長)	所掌事務	構成員	総務課 (総務課長)	【防災危機管理室】 9 指定緊急避難場所の見直し	(略)	税務課 (税務課長)	【管理収納係・市民税係・固定資産税係】 (以下略)	税務課員	農林水産課 (農林水産課長)	【農林係・水産係・水産研究所】 1 企業・事業所の防災対策の促進 2 水産の防災対策の推進 3 農業施設等の防災対策の推進 4 漁港施設の防災対策の推進 5 海上輸送対策 6 農林水産関係者への啓発	農林水産課員	観光商工課 (観光商工課長)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 2 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 3 観光客等の避難誘導體制の確立 4 帰宅困難者一時受入れ体制の確立 5 企業・事業所の防災対策の促進 6 物資拠点の運営体制の構築	観光商工課員	【別表】所掌事務一覧表 1 予防期（平時に準備すること） <table><tr><td>各所属(所属長)</td><td>所掌事務</td><td>構成員</td></tr><tr><td>総務課 (総務課長)</td><td>【防災危機管理室】 9 風水害等避難所の見直し</td><td>(略)</td></tr><tr><td>税務課 (税務課長)</td><td>【管理収納係・市民税係・特別滞納整理係・固定資産税係】 (以下略)</td><td>税務課員</td></tr><tr><td>農水商工課 (農水商工課長)</td><td>【農林係・水産係・商工労政係・水産研究所】 1 企業・事業所の防災対策の促進 2 水産の防災対策の推進 3 農業施設等の防災対策の推進 4 漁港施設の防災対策の推進 5 海上輸送対策 6 農水商工関係者への啓発 7 物資拠点の運営体制の構築</td><td>農水商工課員</td></tr><tr><td>観光課 (観光課長)</td><td>【観光企画係】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 2 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 3 観光客等の避難誘導體制の確立 【観光振興係】 1 帰宅困難者一時受入体制の確立</td><td>観光課員</td></tr></table>	各所属(所属長)	所掌事務	構成員	総務課 (総務課長)	【防災危機管理室】 9 風水害等避難所の見直し	(略)	税務課 (税務課長)	【管理収納係・市民税係・特別滞納整理係・固定資産税係】 (以下略)	税務課員	農水商工課 (農水商工課長)	【農林係・水産係・商工労政係・水産研究所】 1 企業・事業所の防災対策の促進 2 水産の防災対策の推進 3 農業施設等の防災対策の推進 4 漁港施設の防災対策の推進 5 海上輸送対策 6 農水商工関係者への啓発 7 物資拠点の運営体制の構築	農水商工課員	観光課 (観光課長)	【観光企画係】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 2 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 3 観光客等の避難誘導體制の確立 【観光振興係】 1 帰宅困難者一時受入体制の確立	観光課員	「府政防第214号」に基づく修正及び組織改編
各所属(所属長)	所掌事務	構成員																																		
総務課 (総務課長)	【防災危機管理室】 9 指定緊急避難場所の見直し	(略)																																		
税務課 (税務課長)	【管理収納係・市民税係・固定資産税係】 (以下略)	税務課員																																		
農林水産課 (農林水産課長)	【農林係・水産係・水産研究所】 1 企業・事業所の防災対策の促進 2 水産の防災対策の推進 3 農業施設等の防災対策の推進 4 漁港施設の防災対策の推進 5 海上輸送対策 6 農林水産関係者への啓発	農林水産課員																																		
観光商工課 (観光商工課長)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 2 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 3 観光客等の避難誘導體制の確立 4 帰宅困難者一時受入れ体制の確立 5 企業・事業所の防災対策の促進 6 物資拠点の運営体制の構築	観光商工課員																																		
各所属(所属長)	所掌事務	構成員																																		
総務課 (総務課長)	【防災危機管理室】 9 風水害等避難所の見直し	(略)																																		
税務課 (税務課長)	【管理収納係・市民税係・特別滞納整理係・固定資産税係】 (以下略)	税務課員																																		
農水商工課 (農水商工課長)	【農林係・水産係・商工労政係・水産研究所】 1 企業・事業所の防災対策の促進 2 水産の防災対策の推進 3 農業施設等の防災対策の推進 4 漁港施設の防災対策の推進 5 海上輸送対策 6 農水商工関係者への啓発 7 物資拠点の運営体制の構築	農水商工課員																																		
観光課 (観光課長)	【観光企画係】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 2 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 3 観光客等の避難誘導體制の確立 【観光振興係】 1 帰宅困難者一時受入体制の確立	観光課員																																		
3-10 (96)				2 準備・情報収集期【台風発生～台風最接近】 (1) 警報発表前 <table><tr><td>各所属 (所属長)</td><td>所掌事務</td><td>構成員</td></tr><tr><td>農林水産課 (農林水産課長)</td><td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の被害 予防措置</td><td>農林水産課員</td></tr></table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	農林水産課 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の被害 予防措置	農林水産課員	2 準備・情報収集期【台風発生～台風最接近】 (1) 警報発表前 <table><tr><td>各所属 (所属長)</td><td>所掌事務</td><td>構成員</td></tr><tr><td>農水商工課 (農水商工課長)</td><td>1 漁港施設及び農業用・漁業用・商工業用施設の被害 予防措置</td><td>農水商工課員</td></tr></table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	農水商工課 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用・商工業用施設の被害 予防措置	農水商工課員																			
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																																		
農林水産課 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の被害 予防措置	農林水産課員																																		
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																																		
農水商工課 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用・商工業用施設の被害 予防措置	農水商工課員																																		

凡 例 赤字下線 : 修正箇所

3部4

ページ	章	節	項	新	旧	備考																		
3-11 (97)	2	1	3	(2) 警報発表中 <table><tr><th>各所属(所属長)</th><th>所掌事務</th><th>構成員</th></tr><tr><td><u>農林水産課</u> (<u>農林水産課長</u>)</td><td>1 漁港施設及び農業用・<u>漁業用施設</u>の保全</td><td><u>農林水産課員</u></td></tr><tr><td><u>観光商工課</u> (<u>観光商工課長</u>)</td><td>1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 <u>3</u> 帰宅困難者の避難誘導 <u>4</u> 帰宅困難者一時受入れ <u>5</u> 帰宅困難者の情報収集及び対応 <u>6</u> <u>物資拠点開設準備・調整</u></td><td><u>観光商工課員</u></td></tr></table>	各所属(所属長)	所掌事務	構成員	<u>農林水産課</u> (<u>農林水産課長</u>)	1 漁港施設及び農業用・ <u>漁業用施設</u> の保全	<u>農林水産課員</u>	<u>観光商工課</u> (<u>観光商工課長</u>)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 <u>3</u> 帰宅困難者の避難誘導 <u>4</u> 帰宅困難者一時受入れ <u>5</u> 帰宅困難者の情報収集及び対応 <u>6</u> <u>物資拠点開設準備・調整</u>	<u>観光商工課員</u>	(2) 警報発表中 <table><tr><th>各所属(所属長)</th><th>所掌事務</th><th>構成員</th></tr><tr><td><u>農水商工課</u> (<u>農水商工課長</u>)</td><td>1 漁港施設及び農業用・<u>漁業用・商工業用施設</u>の保全</td><td><u>農水商工課員</u></td></tr><tr><td><u>観光課</u> (<u>観光課長</u>)</td><td><u>【情報収集班】</u> 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 <u>【帰宅困難者等支援班】</u> <u>1</u> 帰宅困難者の避難誘導 <u>2</u> 帰宅困難者一時受入れ <u>3</u> 帰宅困難者の情報収集及び対応</td><td><u>観光課員</u></td></tr></table>	各所属(所属長)	所掌事務	構成員	<u>農水商工課</u> (<u>農水商工課長</u>)	1 漁港施設及び農業用・ <u>漁業用・商工業用施設</u> の保全	<u>農水商工課員</u>	<u>観光課</u> (<u>観光課長</u>)	<u>【情報収集班】</u> 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 <u>【帰宅困難者等支援班】</u> <u>1</u> 帰宅困難者の避難誘導 <u>2</u> 帰宅困難者一時受入れ <u>3</u> 帰宅困難者の情報収集及び対応	<u>観光課員</u>	組織改編
各所属(所属長)	所掌事務	構成員																						
<u>農林水産課</u> (<u>農林水産課長</u>)	1 漁港施設及び農業用・ <u>漁業用施設</u> の保全	<u>農林水産課員</u>																						
<u>観光商工課</u> (<u>観光商工課長</u>)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 <u>3</u> 帰宅困難者の避難誘導 <u>4</u> 帰宅困難者一時受入れ <u>5</u> 帰宅困難者の情報収集及び対応 <u>6</u> <u>物資拠点開設準備・調整</u>	<u>観光商工課員</u>																						
各所属(所属長)	所掌事務	構成員																						
<u>農水商工課</u> (<u>農水商工課長</u>)	1 漁港施設及び農業用・ <u>漁業用・商工業用施設</u> の保全	<u>農水商工課員</u>																						
<u>観光課</u> (<u>観光課長</u>)	<u>【情報収集班】</u> 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 <u>【帰宅困難者等支援班】</u> <u>1</u> 帰宅困難者の避難誘導 <u>2</u> 帰宅困難者一時受入れ <u>3</u> 帰宅困難者の情報収集及び対応	<u>観光課員</u>																						
3-13 (99) ～14 (100)	3 応急対策期（被害発生） <table><tr><th>各所属 (所属長)</th><th>所掌事務</th><th>構成員</th></tr><tr><td><u>農林水産課</u> (<u>農林水産課長</u>)</td><td><u>【農林水産班】</u> 1 漁港施設及び農業用・<u>漁業用施設</u>の復旧・保全及びその支援 <u>(削除)</u></td><td><u>農林水産課員</u></td></tr><tr><td><u>観光商工課</u> (<u>観光商工課長</u>)</td><td>1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 <u>3</u> 帰宅困難者の情報収集及び対応 <u>4</u> <u>物資拠点の運営</u></td><td><u>観光商工課員</u></td></tr></table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	<u>農林水産課</u> (<u>農林水産課長</u>)	<u>【農林水産班】</u> 1 漁港施設及び農業用・ <u>漁業用施設</u> の復旧・保全及びその支援 <u>(削除)</u>	<u>農林水産課員</u>	<u>観光商工課</u> (<u>観光商工課長</u>)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 <u>3</u> 帰宅困難者の情報収集及び対応 <u>4</u> <u>物資拠点の運営</u>	<u>観光商工課員</u>	3 応急対策期（被害発生） <table><tr><th>各所属 (所属長)</th><th>所掌事務</th><th>構成員</th></tr><tr><td><u>農水商工課</u> (<u>農水商工課長</u>)</td><td><u>【農水商工班】</u> 1 漁港施設及び農業用・<u>漁業用・商工業用施設</u>の復旧・保全及びその支援 <u>2</u> <u>物資拠点の運営</u></td><td><u>農水商工課員</u></td></tr><tr><td><u>観光課</u> (<u>観光課長</u>)</td><td><u>【情報収集班】</u> 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 <u>【帰宅困難者等支援班】</u> <u>1</u> 帰宅困難者の情報収集及び対応</td><td><u>観光課員</u></td></tr></table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	<u>農水商工課</u> (<u>農水商工課長</u>)	<u>【農水商工班】</u> 1 漁港施設及び農業用・ <u>漁業用・商工業用施設</u> の復旧・保全及びその支援 <u>2</u> <u>物資拠点の運営</u>	<u>農水商工課員</u>	<u>観光課</u> (<u>観光課長</u>)	<u>【情報収集班】</u> 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 <u>【帰宅困難者等支援班】</u> <u>1</u> 帰宅困難者の情報収集及び対応	<u>観光課員</u>				
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																						
<u>農林水産課</u> (<u>農林水産課長</u>)	<u>【農林水産班】</u> 1 漁港施設及び農業用・ <u>漁業用施設</u> の復旧・保全及びその支援 <u>(削除)</u>	<u>農林水産課員</u>																						
<u>観光商工課</u> (<u>観光商工課長</u>)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 <u>3</u> 帰宅困難者の情報収集及び対応 <u>4</u> <u>物資拠点の運営</u>	<u>観光商工課員</u>																						
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																						
<u>農水商工課</u> (<u>農水商工課長</u>)	<u>【農水商工班】</u> 1 漁港施設及び農業用・ <u>漁業用・商工業用施設</u> の復旧・保全及びその支援 <u>2</u> <u>物資拠点の運営</u>	<u>農水商工課員</u>																						
<u>観光課</u> (<u>観光課長</u>)	<u>【情報収集班】</u> 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 <u>【帰宅困難者等支援班】</u> <u>1</u> 帰宅困難者の情報収集及び対応	<u>観光課員</u>																						
3-17 (103)	4 復旧期（被害発生数日後～数週間以降） <table><tr><th>各所属 (所属長)</th><th>所掌事務</th><th>構成員</th></tr><tr><td><u>農林水産課</u> (<u>農林水産課長</u>)</td><td rowspan="2">3 応急対策期と同じ</td><td><u>農林水産課員</u></td></tr><tr><td><u>観光商工課</u> (<u>観光商工課長</u>)</td><td><u>観光商工課員</u></td></tr></table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	<u>農林水産課</u> (<u>農林水産課長</u>)	3 応急対策期と同じ	<u>農林水産課員</u>	<u>観光商工課</u> (<u>観光商工課長</u>)	<u>観光商工課員</u>	4 復旧期（被害発生数日後～数週間以降） <table><tr><th>各所属 (所属長)</th><th>所掌事務</th><th>構成員</th></tr><tr><td><u>農水商工課</u> (<u>農水商工課長</u>)</td><td rowspan="2">3 応急対策期と同じ</td><td><u>農水商工課員</u></td></tr><tr><td><u>観光課</u> (<u>観光課長</u>)</td><td><u>観光課員</u></td></tr></table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	<u>農水商工課</u> (<u>農水商工課長</u>)	3 応急対策期と同じ	<u>農水商工課員</u>	<u>観光課</u> (<u>観光課長</u>)	<u>観光課員</u>						
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																						
<u>農林水産課</u> (<u>農林水産課長</u>)	3 応急対策期と同じ	<u>農林水産課員</u>																						
<u>観光商工課</u> (<u>観光商工課長</u>)		<u>観光商工課員</u>																						
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																						
<u>農水商工課</u> (<u>農水商工課長</u>)	3 応急対策期と同じ	<u>農水商工課員</u>																						
<u>観光課</u> (<u>観光課長</u>)		<u>観光課員</u>																						

凡 例 赤字下線 : 修正箇所

3 部 5

ページ	章	節	項	新	旧	備考																																														
3-19 (105)	2	2	2	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>略</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>土砂災害警戒情報の収集・伝達</td><td>総務部</td><td>略</td><td>・土砂災害危険度情報等 (県、津地方気象台等)</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	略	重要な収集情報（主な収集先）	土砂災害警戒情報の収集・伝達	総務部	略	・土砂災害 危険度 情報等 (県、津地方気象台等)	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>略</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>土砂災害警戒情報の収集・伝達</td><td>総務部</td><td>略</td><td>・土砂災害警戒判定メッシュ情報等 (県、津地方気象台等)</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	略	重要な収集情報（主な収集先）	土砂災害警戒情報の収集・伝達	総務部	略	・土砂災害 警戒判定メッシュ 情報等 (県、津地方気象台等)	用語の修正 警戒判定メッシュ →危険度																														
対策(活動)項目	主担当部	略	重要な収集情報（主な収集先）																																																	
土砂災害警戒情報の収集・伝達	総務部	略	・土砂災害 危険度 情報等 (県、津地方気象台等)																																																	
対策(活動)項目	主担当部	略	重要な収集情報（主な収集先）																																																	
土砂災害警戒情報の収集・伝達	総務部	略	・土砂災害 警戒判定メッシュ 情報等 (県、津地方気象台等)																																																	
3-20 (106)				防災気象伝達系統図 	防災気象伝達系統図 	県計画 (R5.3 P175) の修正を反映																																														
3-21 (107)	2	2	3	■市が実施する対策 2 水防情報 の収集・伝達 (2) 水位の監視 ア 総務部は、(中略)「 鳥羽河内川（以下「河内川」という。） 田城橋」(中略) 情報についても収集し避難等判断の資とする。	■市が実施する対策 2 水防警報 の収集・伝達 (2) 水位の監視 ア 総務部は、(中略)「 鳥羽河内川 田城橋」(中略) 情報についても収集し避難等判断の資とする。	県意見 (R 4. 5) の反映																																														
3-22 (108)				(3)通常水位計による 水防情報伝達の目安 <table><tr><th rowspan="2">警戒レベル</th><th colspan="2">避難情報</th><th rowspan="2">河川水位</th></tr><tr><th>情報の種類</th><th>発令等</th></tr><tr><td>警戒レベル 5</td><td>緊急安全確保</td><td rowspan="3">市長が発令</td><td>—</td></tr><tr><td>警戒レベル 4</td><td>避難指示</td><td>氾濫危険水位※ 1</td></tr><tr><td>警戒レベル 3</td><td>高齢者等避難</td><td>避難判断水位※ 2</td></tr><tr><td>警戒レベル 2</td><td>洪水注意報 大雨注意報</td><td rowspan="2">気象台が発表</td><td>氾濫注意水位※ 3</td></tr><tr><td>警戒レベル 1</td><td>警報級の可能性</td><td>消防団待機水位※ 4</td></tr></table>	警戒レベル	避難情報		河川水位	情報の種類	発令等	警戒レベル 5	緊急安全確保	市長が発令	—	警戒レベル 4	避難指示	氾濫危険水位※ 1	警戒レベル 3	高齢者等避難	避難判断水位※ 2	警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報	気象台が発表	氾濫注意水位※ 3	警戒レベル 1	警報級の可能性	消防団待機水位※ 4	(3)通常水位計による 水防警報・避難判断水位(特別警戒水位)の伝達 <table><tr><th rowspan="2">警戒レベル</th><th colspan="2">避難情報</th><th rowspan="2">河川水位</th></tr><tr><th>情報の種類</th><th>発令者</th></tr><tr><td>警戒レベル 5</td><td>緊急安全確保</td><td rowspan="3">市長</td><td>—</td></tr><tr><td>警戒レベル 4</td><td>避難指示</td><td>はん濫危険水位※ 1</td></tr><tr><td>警戒レベル 3</td><td>高齢者等避難</td><td>避難判断水位※ 2</td></tr><tr><td>警戒レベル 2</td><td>洪水注意報 大雨注意報</td><td rowspan="2">(気象台長)</td><td>はん濫注意水位※ 3</td></tr><tr><td>警戒レベル 1</td><td>警報級の可能性</td><td>消防団待機水位※ 4</td></tr></table>	警戒レベル	避難情報		河川水位	情報の種類	発令者	警戒レベル 5	緊急安全確保	市長	—	警戒レベル 4	避難指示	はん濫危険水位※ 1	警戒レベル 3	高齢者等避難	避難判断水位※ 2	警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報	(気象台長)	はん濫注意水位※ 3	警戒レベル 1	警報級の可能性	消防団待機水位※ 4	語句の修正 はん濫 →氾濫 発令者記載 要領の修正 ガイドラインに基づく 警戒レベル 4 の色変更 淡紫→濃紫
警戒レベル	避難情報		河川水位																																																	
	情報の種類	発令等																																																		
警戒レベル 5	緊急安全確保	市長が発令	—																																																	
警戒レベル 4	避難指示		氾濫危険水位※ 1																																																	
警戒レベル 3	高齢者等避難		避難判断水位※ 2																																																	
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報	気象台が発表	氾濫注意水位※ 3																																																	
警戒レベル 1	警報級の可能性		消防団待機水位※ 4																																																	
警戒レベル	避難情報		河川水位																																																	
	情報の種類	発令者																																																		
警戒レベル 5	緊急安全確保	市長	—																																																	
警戒レベル 4	避難指示		はん濫危険水位※ 1																																																	
警戒レベル 3	高齢者等避難		避難判断水位※ 2																																																	
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報	(気象台長)	はん濫注意水位※ 3																																																	
警戒レベル 1	警報級の可能性		消防団待機水位※ 4																																																	

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

3部6

ページ	章	節	項	新	旧	備考																																																		
3-22 (108)	2	2	3	(4) 危機管理型水位計の監視：<u>水位が上昇していない時は、1日に1回午前10時に観測される。</u> <table><tr><td>設置河川</td><td colspan="3">加茂川</td><td>紙漉川</td></tr><tr><td>水位計名称</td><td>船津二号樋門</td><td>浜 橋</td><td>登長谷橋</td><td>西ノ辻橋</td></tr><tr><td>氾濫開始水位</td><td colspan="4">0.00m</td></tr><tr><td><u>危険水位</u></td><td><u>-1.00m</u></td><td><u>-0.80m</u></td><td><u>-0.74m</u></td><td><u>二</u></td></tr><tr><td>観測開始水位</td><td><u>-1.10m</u></td><td>-2.00m</td><td>-0.85m</td><td><u>-0.70m</u></td></tr></table> ※氾濫開始水位：水位計設置地点付近で氾濫が発生する恐れのある水位 危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害が生ずる氾濫の起こる恐れがある水位 観測開始水位：水位計が10分毎に観測を開始する水位	設置河川	加茂川			紙漉川	水位計名称	船津二号樋門	浜 橋	登長谷橋	西ノ辻橋	氾濫開始水位	0.00m				<u>危険水位</u>	<u>-1.00m</u>	<u>-0.80m</u>	<u>-0.74m</u>	<u>二</u>	観測開始水位	<u>-1.10m</u>	-2.00m	-0.85m	<u>-0.70m</u>	(4) 危機管理型水位計の監視 <table><tr><td>設置河川</td><td colspan="3">加茂川</td><td>紙漉川</td></tr><tr><td>水位計名称</td><td>船津二号樋門</td><td>浜 橋</td><td>登長谷橋</td><td>西ノ辻橋</td></tr><tr><td>氾濫開始水位</td><td colspan="4">0.00m</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td colspan="3"><u>(追加)</u></td><td><u>二</u></td></tr><tr><td>観測開始水位</td><td><u>-1.00m</u></td><td>-2.00m</td><td>-0.85m</td><td><u>-1.00m</u></td></tr></table>	設置河川	加茂川			紙漉川	水位計名称	船津二号樋門	浜 橋	登長谷橋	西ノ辻橋	氾濫開始水位	0.00m				<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>			<u>二</u>	観測開始水位	<u>-1.00m</u>	-2.00m	-0.85m	<u>-1.00m</u>	最新の状況に更新
設置河川	加茂川			紙漉川																																																				
水位計名称	船津二号樋門	浜 橋	登長谷橋	西ノ辻橋																																																				
氾濫開始水位	0.00m																																																							
<u>危険水位</u>	<u>-1.00m</u>	<u>-0.80m</u>	<u>-0.74m</u>	<u>二</u>																																																				
観測開始水位	<u>-1.10m</u>	-2.00m	-0.85m	<u>-0.70m</u>																																																				
設置河川	加茂川			紙漉川																																																				
水位計名称	船津二号樋門	浜 橋	登長谷橋	西ノ辻橋																																																				
氾濫開始水位	0.00m																																																							
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>			<u>二</u>																																																				
観測開始水位	<u>-1.00m</u>	-2.00m	-0.85m	<u>-1.00m</u>																																																				
3-26 (112)				3 土砂災害警戒情報の収集・伝達 (1) 雨量・土砂災害<u>危険度</u>情報の監視 市内に<u>大雨警報</u>が発表された場合、県土災害情報提供システムにより、雨量及び土砂災害<u>危険度</u>情報等の監視を行う。 また、同システムを利用して、市民に対し、雨量・土砂災害<u>危険度</u>情報等を提供する。	3 土砂災害警戒情報の収集・伝達 (1) 雨量・土砂災害<u>警戒判定メッシュ</u>情報の監視 市内に<u>大雨・洪水警報</u>が発表された場合、県土災害情報提供システムにより、雨量及び土砂災害<u>警戒判定メッシュ</u>情報等の監視を行う。 また、同システムを利用して、市民に対し、雨量・土砂災害<u>警戒判定メッシュ</u>情報等を提供する。	用語の修正※ 「三重県土砂災害情報提供システム」で 使用している 用語に変更																																																		
3-27 (113)				■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜津地方気象台の実施する対策＞ <u>5 早期注意情報</u> <u>5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（三重県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週刊天気予報の対象地域と同じ発表単位（三重県）で発表される。大雨、高潮に関して〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u>	■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜津地方気象台の実施する対策＞ <u>(追加)</u>	項目の追加																																																		
3-28 (114)	3	1	3	■地域・市民が実施する自助・共助の対策 1(3) 警戒レベル4（避難指示）発令時の対応 （前略）（「地域防災計画－資料編－」<u>P90</u> 指定避難所等一覧表、又は「広報とば5月号」参照）（以下略）	■地域・市民が実施する自助・共助の対策 1(3) 警戒レベル4（避難指示）発令時の対応 （前略）（「地域防災計画－資料編－」<u>P218</u> 指定避難所等一覧表、又は「広報とば5月号」参照）（以下略）	資料編の 修正に整合																																																		
3-28 (114)	3	1	3	■市が実施する対策 1 避難実施体制の確立 災害発生の危険等が予測される地域に対し速やかに警戒レベル等の避難情報を発令できるよう、雨量や河川水位情報、土砂災害<u>危険度</u>情報等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。	■市が実施する対策 1 避難実施体制の確立 災害発生の危険等が予測される地域に対し速やかに警戒レベル等の避難情報を発令できるよう、雨量や河川水位情報、土砂災害<u>警戒判定メッシュ</u>情報等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。	用語の修正																																																		

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

3部7

ページ	章	節	項	新	旧	備考																																																																																																						
3-28 (114)	3	1	3	2(1) 避難情報の種類 <table><tr><td>警戒レベル</td><td>略</td><td>発令等</td><td>略</td></tr><tr><td>警戒レベル5（黒）</td><td></td><td rowspan="3">市長が 発令</td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル4（紫）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル3（赤）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル2（黄）</td><td></td><td>気象台が</td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル1</td><td></td><td>発表</td><td></td></tr></table>	警戒レベル	略	発令等	略	警戒レベル5（黒）		市長が 発令		警戒レベル4（紫）			警戒レベル3（赤）			警戒レベル2（黄）		気象台が		警戒レベル1		発表		2(1) 避難情報の種類 <table><tr><td>警戒レベル</td><td>略</td><td>発令者</td><td>略</td></tr><tr><td>警戒レベル5（黒）</td><td></td><td rowspan="3">市長</td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル4（紫）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル3（赤）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル2（黄）</td><td></td><td>（気象 台長）</td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル1</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	警戒レベル	略	発令者	略	警戒レベル5（黒）		市長		警戒レベル4（紫）			警戒レベル3（赤）			警戒レベル2（黄）		（気象 台長）		警戒レベル1				用語の修正 発令→発表 ※気象台は 発令しない ため 色の修正																																																										
警戒レベル	略	発令等	略																																																																																																									
警戒レベル5（黒）		市長が 発令																																																																																																										
警戒レベル4（紫）																																																																																																												
警戒レベル3（赤）																																																																																																												
警戒レベル2（黄）		気象台が																																																																																																										
警戒レベル1		発表																																																																																																										
警戒レベル	略	発令者	略																																																																																																									
警戒レベル5（黒）		市長																																																																																																										
警戒レベル4（紫）																																																																																																												
警戒レベル3（赤）																																																																																																												
警戒レベル2（黄）		（気象 台長）																																																																																																										
警戒レベル1																																																																																																												
3-29 (115)				(2)ア 洪水（加茂川・河内川） <table><tr><td>警戒レベル</td><td>略</td><td>発令等</td><td>河川水位</td><td>略</td></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td></td><td rowspan="3">市長が 発令</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル4</td><td></td><td>氾濫危険水位</td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td></td><td>避難判断水位</td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル2</td><td></td><td>気象台</td><td>氾濫注意水位</td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル1</td><td></td><td>が発表</td><td>消防団待機水位</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">河川通過地区（略）</td><td>略</td></tr></table> ■市が実施する対策 2(2)イ 土砂災害 <table><tr><td>警戒レベル</td><td>(略)</td><td>土砂災害の危険度（気象台が発表）</td></tr><tr><td>警戒レベル5相当</td><td></td><td>・災害切迫</td></tr><tr><td>警戒レベル4相当</td><td></td><td>・危険</td></tr><tr><td>警戒レベル3相当</td><td></td><td>・警戒</td></tr><tr><td>警戒レベル2相当</td><td></td><td>・注意</td></tr><tr><td>（警戒レベル1相当）</td><td></td><td>・今後の情報等に留意</td></tr></table>	警戒レベル	略	発令等	河川水位	略	警戒レベル5		市長が 発令	—		警戒レベル4		氾濫危険水位		警戒レベル3		避難判断水位		警戒レベル2		気象台	氾濫注意水位		警戒レベル1		が発表	消防団待機水位		河川通過地区（略）				略	警戒レベル	(略)	土砂災害の危険度（気象台が発表）	警戒レベル5相当		・災害切迫	警戒レベル4相当		・危険	警戒レベル3相当		・警戒	警戒レベル2相当		・注意	（警戒レベル1相当）		・今後の情報等に留意	(2)ア 洪水（加茂川・河内川） <table><tr><td>警戒レベル</td><td>略</td><td>発令者</td><td>河川水位</td><td>略</td></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td></td><td rowspan="3">市長</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル4</td><td></td><td>はん濫危険水位</td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td></td><td>避難判断水位</td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル2</td><td></td><td>（気象 台長）</td><td>はん濫注意水位</td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル1</td><td></td><td></td><td>消防団待機水位</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">河川通過地区（略）</td><td>略</td></tr></table> ■市が実施する対策 2(2)イ 土砂災害 <table><tr><td>警戒レベル</td><td>(略)</td><td>土砂災害の危険度（気象台が発表）</td></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td></td><td>・極めて危険</td></tr><tr><td>警戒レベル4</td><td></td><td>・非常に危険（警戒レベル4相当）</td></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td></td><td>・警戒（警戒レベル3相当）</td></tr><tr><td>警戒レベル2</td><td></td><td>・注意（警戒レベル2相当）</td></tr><tr><td>警戒レベル1</td><td></td><td>・警戒級の可能性</td></tr></table>	警戒レベル	略	発令者	河川水位	略	警戒レベル5		市長	—		警戒レベル4		はん濫危険水位		警戒レベル3		避難判断水位		警戒レベル2		（気象 台長）	はん濫注意水位		警戒レベル1			消防団待機水位		河川通過地区（略）				略	警戒レベル	(略)	土砂災害の危険度（気象台が発表）	警戒レベル5		・極めて危険	警戒レベル4		・非常に危険（警戒レベル4相当）	警戒レベル3		・警戒（警戒レベル3相当）	警戒レベル2		・注意（警戒レベル2相当）	警戒レベル1		・警戒級の可能性	用語の修正 はん濫 →氾濫 発令→発表 色の修正
警戒レベル	略	発令等	河川水位	略																																																																																																								
警戒レベル5		市長が 発令	—																																																																																																									
警戒レベル4			氾濫危険水位																																																																																																									
警戒レベル3			避難判断水位																																																																																																									
警戒レベル2		気象台	氾濫注意水位																																																																																																									
警戒レベル1		が発表	消防団待機水位																																																																																																									
河川通過地区（略）				略																																																																																																								
警戒レベル	(略)	土砂災害の危険度（気象台が発表）																																																																																																										
警戒レベル5相当		・災害切迫																																																																																																										
警戒レベル4相当		・危険																																																																																																										
警戒レベル3相当		・警戒																																																																																																										
警戒レベル2相当		・注意																																																																																																										
（警戒レベル1相当）		・今後の情報等に留意																																																																																																										
警戒レベル	略	発令者	河川水位	略																																																																																																								
警戒レベル5		市長	—																																																																																																									
警戒レベル4			はん濫危険水位																																																																																																									
警戒レベル3			避難判断水位																																																																																																									
警戒レベル2		（気象 台長）	はん濫注意水位																																																																																																									
警戒レベル1			消防団待機水位																																																																																																									
河川通過地区（略）				略																																																																																																								
警戒レベル	(略)	土砂災害の危険度（気象台が発表）																																																																																																										
警戒レベル5		・極めて危険																																																																																																										
警戒レベル4		・非常に危険（警戒レベル4相当）																																																																																																										
警戒レベル3		・警戒（警戒レベル3相当）																																																																																																										
警戒レベル2		・注意（警戒レベル2相当）																																																																																																										
警戒レベル1		・警戒級の可能性																																																																																																										
3-30 (116)				3 避難所の開設 警戒レベル3～5を発令する必要がある場合は、あらかじめ指定されている避難所に地区指定員を派遣し、速やかに避難所を開設する。 4 避難の実施 雨量や河川水位情報、土砂災害危険度情報等を確認し、あらかじめ定める避難情報判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに避難情報を発令する。（以下略）	3 避難所の開設 警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（避難指示）を発令する必要がある場合は、あらかじめ指定されている避難所に地区指定員を派遣し、速やかに避難所を開設する。 4 避難の実施 雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、あらかじめ定める避難情報判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに避難情報を発令する。（以下略）	警戒レベル 5の追加と 2(3)との 用語の整合 用語の修正																																																																																																						

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

3 部 8

ページ	章	節	項	新	旧	備考																
3-31 (117)	3	2	—	第2節 <u>避難行動要支援者・要配慮者</u> の保護	第2節 <u>要配慮者</u> の保護	県計画 (R5.3 P191) に整合																
			1	○ <u>避難行動要支援者・要配慮者</u> の避難状況を把握するとともに、避難が必要な要配慮者関連施設の利用者の他施設への受入要請や、調整を図る。	○ <u>避難行動要支援者</u> の避難状況を把握するとともに、避難が必要な要配慮者関連施設の利用者の他施設への受入要請や、調整を図る。																	
	3	2	2	<table><tr><td>対策(活動)項目</td><td>略</td><td>活動開始(準備)時期等</td><td>重要な収集情報(主な収集先)</td></tr><tr><td>要配慮者利用施設利用者の受入調整等</td><td></td><td><u>要配慮者</u>に必要な災害応急対策情報等入手後速やかに</td><td>・<u>要配慮者</u>への支援に資する情報(関係部、防災関係機関)</td></tr></table>	対策(活動)項目	略	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	要配慮者利用施設利用者の受入調整等		<u>要配慮者</u> に必要な災害応急対策情報等入手後速やかに	・ <u>要配慮者</u> への支援に資する情報(関係部、防災関係機関)	<table><tr><td>対策(活動)項目</td><td>略</td><td>活動開始(準備)時期等</td><td>重要な収集情報(主な収集先)</td></tr><tr><td>要配慮者利用施設利用者の受入調整等</td><td></td><td><u>避難行動要支援者</u>に必要な災害応急対策情報等入手後速やかに</td><td>・<u>避難行動要支援者</u>への支援に資する情報(関係部、防災関係機関)</td></tr></table>	対策(活動)項目	略	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	要配慮者利用施設利用者の受入調整等		<u>避難行動要支援者</u> に必要な災害応急対策情報等入手後速やかに	・ <u>避難行動要支援者</u> への支援に資する情報(関係部、防災関係機関)	語句の修正 避難行動要支援者 →要配慮者
			対策(活動)項目	略	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																
要配慮者利用施設利用者の受入調整等		<u>要配慮者</u> に必要な災害応急対策情報等入手後速やかに	・ <u>要配慮者</u> への支援に資する情報(関係部、防災関係機関)																			
対策(活動)項目	略	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																			
要配慮者利用施設利用者の受入調整等		<u>避難行動要支援者</u> に必要な災害応急対策情報等入手後速やかに	・ <u>避難行動要支援者</u> への支援に資する情報(関係部、防災関係機関)																			
3	2	3	■市が実施する対策 2 要配慮者利用施設利用者の受入調整等 【資料編：20 要配慮者利用施設等一覧表 <u>(P96)</u> 】	■市が実施する対策 2 要配慮者利用施設利用者の受入調整等 【資料編：20 要配慮者利用施設等一覧表 <u>(P293)</u> 】	資料編の修正に整合																	
3-33 (119)	3	3	2	<table><tr><td>対策(活動)項目</td><td>主担当部</td><td>(略)</td><td>重要な収集情報(主な収集先)</td></tr><tr><td>児童・生徒等の安全確保</td><td>教育部 健康福祉部</td><td>(略)</td><td>・通学路周辺の河川水位、土砂災害<u>危険度</u>情報等(県、津地方気象台等)</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	(略)	重要な収集情報(主な収集先)	児童・生徒等の安全確保	教育部 健康福祉部	(略)	・通学路周辺の河川水位、土砂災害 <u>危険度</u> 情報等(県、津地方気象台等)	<table><tr><td>対策(活動)項目</td><td>主担当部</td><td>(略)</td><td>重要な収集情報(主な収集先)</td></tr><tr><td>児童・生徒等の安全確保</td><td>教育部 健康福祉部</td><td>(略)</td><td>・通学路周辺の河川水位、土砂災害<u>警戒判定メッシュ</u>情報等(県、津地方気象台等)</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	(略)	重要な収集情報(主な収集先)	児童・生徒等の安全確保	教育部 健康福祉部	(略)	・通学路周辺の河川水位、土砂災害 <u>警戒判定メッシュ</u> 情報等(県、津地方気象台等)	用語の修正 警戒判定メッシュ →危険度
対策(活動)項目	主担当部	(略)	重要な収集情報(主な収集先)																			
児童・生徒等の安全確保	教育部 健康福祉部	(略)	・通学路周辺の河川水位、土砂災害 <u>危険度</u> 情報等(県、津地方気象台等)																			
対策(活動)項目	主担当部	(略)	重要な収集情報(主な収集先)																			
児童・生徒等の安全確保	教育部 健康福祉部	(略)	・通学路周辺の河川水位、土砂災害 <u>警戒判定メッシュ</u> 情報等(県、津地方気象台等)																			
3-34 (120)	4	1	—	第1節 公共土木施設の災害未然防止体制の確保 【主担当部：建設部、 <u>農林水産部</u> 】	第1節 公共土木施設の災害未然防止体制の確保 【主担当部：建設部、 <u>農水商工部</u> 】	組織改編																
			2	<table><tr><td>対策(活動)項目</td><td>主担当部</td><td>活動開始(準備)時期等</td><td>重要な収集情報(主な収集先)</td></tr><tr><td>(略) × 3</td><td>建設部 <u>農林水産部</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対策(活動)項目		主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	(略) × 3	建設部 <u>農林水産部</u>	(略)	(略)	<table><tr><td>対策(活動)項目</td><td>主担当部</td><td>活動開始(準備)時期等</td><td>重要な収集情報(主な収集先)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>建設部 <u>農水商工部</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	(略)	建設部 <u>農水商工部</u>	(略)	(略)
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																			
(略) × 3	建設部 <u>農林水産部</u>	(略)	(略)																			
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																			
(略)	建設部 <u>農水商工部</u>	(略)	(略)																			
3-35 (121)	4	1	3	■市が実施する対策 3 ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作 <u>(1) ダム・せき・水門・樋門(以下略)等の措置を講じる。</u> <u>(2) 三瀬谷ダム(中部電力)事前放流等の情報を入手した防災関係機関は、定められた手順に基づき電話・FAX等により、速やかに情報を共有する。</u>	■市が実施する対策 3 ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作 ダム・せき・水門・樋門(中略)等の措置を講じる。 <u>(追加)</u>	県意見 (R4.5) 県と中部電力との調整のため																
3-36 (122)	4	2	3	■市が実施する対策 1(1) 巡視 水防管理者(市長)は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・ <u>海岸</u> 等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な処置を求める。	■市が実施する対策 1(1) 巡視 水防管理者(市長)は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・ <u>海岸堤防</u> 等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な処置を求める。	県意見 (R4.5) 表記統一																

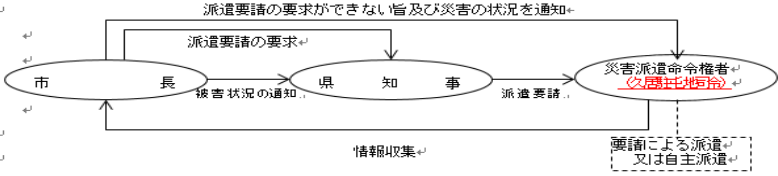
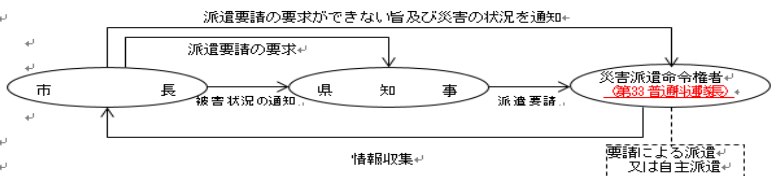
凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

4部 発災後の応急対策

ページ	章	節	項	新	旧	備考
4-2 (128)	1	1	3	■市が実施する対策 3 応援要請の実施 総務部は、「第4部 第1章 第5節 受援体制の整備」(P4-24)に準じて応援を要請する。 4 災害派遣要請等の実施 (前略)総務部は「第4部 第1章 第3節 防災関係機関(自衛隊・海上保安庁・警察)との連携体制の確保」(P4-12)に基づき、要請を行う。	■市が実施する対策 3 応援要請の実施 総務部は、「第4部 第1章 第5節 受援体制の整備」(P150)に準じて応援を要請する。 4 災害派遣要請等の実施 (前略)総務部は「第4部 第1章 第3節 防災関係機関(自衛隊・海上保安庁・警察)との連携体制の確保」(P138)に基づき、要請を行う。	ページ表記の変更
4-7 (133)	1	2	3	【伝達系統図】	【伝達系統図】	県計画(R5.3 P213)の修正を反映
4-8 (134)				■その他の防災関係機関が実施する対策 (固定通信事業者の実施する対策) 2(1)ア 対策 c <u>一定期間の滞在が見込まれる指定避難所(津波避難所)への特設公衆電話設置</u>	■その他の防災関係機関が実施する対策 (固定通信事業者の実施する対策) 2(1)ア 対策 c <u>長期避難所</u>への特設公衆電話設置	「府政防第214号」に基づき修正
4-13 (139)	1	3	3	■市が実施する対策 2(1) 県への自衛隊災害派遣要請の要求 (前略)南勢志摩地域活性化局長を経由し、別紙1 (P4-17)により、知事へ派遣要請を求めるものとする。(中略) なお、本部長が、(中略)その旨及び市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊<u>久居駐屯地司令</u>に通知することができる。 ただし、この場合、本部長は、事後速やかに、陸上自衛隊<u>久居駐屯地司令</u>に通知した旨を知事に通知しなければならない。	■市が実施する対策 2(1) 県への自衛隊災害派遣要請の要求 (前略)南勢志摩地域活性化局長を経由し、別紙1 (P143)により、知事へ派遣要請を求めるものとする。(中略) なお、本部長が、(中略)その旨及び市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊<u>第33普通科連隊長</u>に通知することができる。 ただし、この場合、本部長は、事後速やかに、陸上自衛隊<u>第33普通科連隊長</u>に通知した旨を知事に通知しなければならない。	ページ表記の変更と県計画(R6.3)に整合

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

4部2

ページ	章	節	項	新	旧	備考
4-13 (139)	1	3	3	 (2) 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求 災害応急対策のため、(中略) 要請する事項を明らかにして、南勢志摩地域活性化局長を経由し、別紙3 <u>(P4-19)</u> により、知事(総括班)へ応急措置の実施要請を求める。(以下略)	 (2) 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求 災害応急対策のため、(中略) 要請する事項を明らかにして、南勢志摩地域活性化局長を経由し、別紙3 <u>(P145)</u> により、知事(総括班)へ応急措置の実施要請を求める。(以下略)	ページ表記の変更と 県計画(R6.3) に整合
4-14 (140)				5 撤収要請 派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、本部長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊<u>久居駐屯地司令</u>、第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、<u>別紙2 (P4-18)</u>、<u>別紙4 (P4-20)</u> により、知事へ撤収要請を行う。	5 撤収要請 派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、本部長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊<u>第33普通科連隊長</u>、第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、<u>別紙2、4 (P144、P146)</u> により、知事へ撤収要請を行う。	
4-15 (141)				■防災関係機関が実施する対策 〈陸上自衛隊の実施する対策〉 1 災害時の自主派遣(自衛隊法第83条第2項ただし書規定) 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊<u>久居駐屯地司令</u>または<u>明野駐屯地司令</u>等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。	■防災関係機関が実施する対策 〈陸上自衛隊の実施する対策〉 1 災害時の自主派遣(自衛隊法第83条第2項ただし書規定) 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊<u>第33普通科連隊長</u>または<u>航空学校長</u>等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。	
4-21 (147)	1	4	3	■市が実施する対策 1 (1)災害発生情報の収集 (前略) 被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに地方部を通じ、県災対本部へ連絡するものとする。 <u>また、安否不明者及び行方不明者については、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u> 特に、行方不明者の数については(以下略)	■市が実施する対策 1 (1)災害発生情報の収集 (前略) 被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに地方部を通じ、県災対本部へ連絡するものとする。 <u>(追加)</u> 特に、行方不明者の数については(以下略)	

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

4部3

ページ	章	節	項	新	旧	備考															
4-24 (150)	1	5	—	第5節 受援体制の整備 【主担当部：総務部、 <u>観光商工部</u> 、市民部】	第5節 受援体制の整備 【主担当部：総務部、 <u>農水商工部</u> 、市民部】	組織改編															
	1	5	2	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>(略) × 2</td><td>総務部 <u>観光商工部</u> 市民部</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対策(活動)項目		主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	(略) × 2	総務部 <u>観光商工部</u> 市民部	(略)	(略)	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>(略)</td><td>総務部 <u>農水商工部</u> 市民部</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	(略)	総務部 <u>農水商工部</u> 市民部	(略)
対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																		
(略) × 2	総務部 <u>観光商工部</u> 市民部	(略)	(略)																		
対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																		
(略)	総務部 <u>農水商工部</u> 市民部	(略)	(略)																		
4-25 (151)	1	5	3	■市が実施する対策 4 受援体制の整備 (3) 本市が締結している災害時相互応援協定等については、「鳥羽市地域防災計画（資料編）」 <u>2 2</u> 協定書及び覚書一覧表 <u>(P102)</u> を参照のこと。	■市が実施する対策 4 受援体制の整備 (3) 本市が締結している災害時相互応援協定等については、「鳥羽市地域防災計画（資料編）」 <u>1 5</u> 協定書及び覚書一覧表 <u>(P67)</u> を参照のこと。	資料編の修正に整合															
4-28 (154)	2	2	—	第2節 公共土木施設被害時の応急対策 【主担当部：建設部、 <u>農林水産部</u> 、総務部】	第2節 公共土木施設被害時の応急対策 【主担当部：建設部、 <u>農水商工部</u> 、総務部】	組織改編															
	2	2	2	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>(略) × 6</td><td><u>農林水産部</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対策(活動)項目		主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	(略) × 6	<u>農林水産部</u>	(略)	(略)	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>(略)</td><td><u>農水商工部</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	(略)	<u>農水商工部</u>	(略)
	対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																	
(略) × 6	<u>農林水産部</u>	(略)	(略)																		
対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																		
(略)	<u>農水商工部</u>	(略)	(略)																		
2	2	3	■市が実施する対策 1 (1) 被害情報の収集 「第4部 第2章 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 ■市が実施する対策 2 道路交通情報・被害情報の収集」 <u>(P4-26～27)</u> に準じて、（以下略）	■市が実施する対策 1 (1) 被害情報の収集 「第4部 第2章 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 ■市が実施する対策 2 道路交通情報・被害情報の収集」 <u>(P152、153)</u> に準じて、（以下略）	ページ表記の変更																
4-32 (158)	2	3	3	■その他防災関係機関が実施する対策 （固定通信事業者の実施する対策） 2 (1)ア 対策 (ウ) <u>一定期間の滞在が見込まれる指定避難所（津波避難所）</u> への特設公衆電話設置	■その他防災関係機関が実施する対策 （固定通信事業者の実施する対策） 2 (1)ア 対策 (ウ) <u>長期避難所</u> への特設公衆電話設置	「府政防第214号」に基づき修正															
4-34 (160)	2	4	3	■市が実施する対策 1 県防災ヘリコプターの応援要請 市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプターに関する <u>支援</u> 協定」に基づき、県に対し（以下略）	■市が実施する対策 1 県防災ヘリコプターの応援要請 市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプター <u>応援</u> 協定」に基づき、県に対し（以下略）	最新の状況に変更 R3.4.1 適用															

凡 例 赤字下線 : 修正箇所

4 部 4

ページ	章	節	項	新	旧	備 考
4-34 (160) ～ 4-35 (161)	2	4	3	(2) 応援要請方法 知事に対する応援要請は、(中略) 事後速やかに様式第 1 号、防災ヘリコプター緊急運行要請書 <u>(P4-38・39)</u> を知事に提出する。 (中略) 【資料編： <u>1 5</u> 県防災ヘリコプター離着陸場一覧表(P83)】	(2) 応援要請方法 知事に対する応援要請は、(中略) 事後速やかに様式第 1 号、防災ヘリコプター緊急運行要請書 <u>(P164・165)</u> を知事に提出する。 (中略) 【資料編： <u>1 6</u> 県防災ヘリコプター離着陸場一覧表(P279)】	ページ表記の変更と資料編の修正に整合
4-35 (161)				2 自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターの応援要請 「第 4 部 第 1 章 第 3 節 防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制の確保」 <u>(P4-12)</u> に基づき、(以下略)	2 自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターの応援要請 「第 4 部 第 1 章 第 3 節 防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制の確保」 <u>(P138)</u> に基づき、(以下略)	
				3(1)ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径 10m のヘリポートの記号（図 3： <u>P4-37</u> ）を描き、(以下略)	3(1)ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径 10m のヘリポートの記号（図 3： <u>P163</u> ）を描き、(以下略)	
4-36 (162)				(3)ウ 四方に仰角 9 度（中略）また、離着陸に要する地積は（図 2： <u>P4-37</u> ）に示すとおりである。 オ 着陸地点には石灰等を用いてヘリポートの記号を標示して着陸中心を示すこと。（図 3： <u>P4-37</u> ）	(3)ウ 四方に仰角 9 度（中略）また、離着陸に要する地積は（図 2： <u>P163</u> ）に示すとおりである。 オ 着陸地点には石灰等を用いてヘリポートの記号を標示して着陸中心を示すこと。（図 3： <u>P163</u> ）	ページ表記の変更
4-40 (166)	3	1	3	■市が実施する対策 1(2) 協定に基づく応援要請 市は、(中略) 県内消防相互応援隊の応援出動を様式 1 <u>(P4-42)</u> により要請する。また、(中略) 緊急消防援助隊の応援出動を様式 2 <u>(P4-43)</u> により要請する。	■市が実施する対策 1(2) 協定に基づく応援要請 市は、(中略) 県内消防相互応援隊の応援出動を様式 1 <u>(P168)</u> により要請する。また、(中略) 緊急消防援助隊の応援出動を様式 2 <u>(P169)</u> により要請する。	
4-46 (172)	3	2	3	■その他の防災関係機関が実施する対策 2 負傷者の搬送 消防機関は、(中略) なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第 2 部 第 4 章 第 1 節 輸送体制の整備」 <u>(P2-33)</u> により応急的に措置するものとする。	■その他の防災関係機関が実施する対策 2 負傷者の搬送 消防機関は、(中略) なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第 2 部 第 4 章 第 1 節 輸送体制の整備」 <u>(P57)</u> により応急的に措置するものとする。	
4-47 (173)	4	1	3	■市が実施する対策 1(1) 避難情報の発令 (前略) その際、危険の切迫性に応じて <u>避難情報</u> の伝達文の内容を工夫するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。	■市が実施する対策 1(1) 避難情報の発令 (前略) その際、危険の切迫性に応じて <u>勧告等</u> の伝達文の内容を工夫するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。	修正漏れ部分の変更
4-49 (175)				2(1) 避難所(一次避難)の開設 大雨警報等の発表により、警戒レベル 3 以上が発令された場合、地区指定員は一次避難として指定した <u>指定緊急避難場所</u> を開設する。ただし、地区指定員による開設が困難な避難所については町内会等との調整により協力を求める。	2(1) 避難所(一次避難)の開設 大雨警報等の発表により、警戒レベル 3 以上が発令された場合、地区指定員は一次避難として指定した <u>風水害等避難所</u> を開設する。ただし、地区指定員による開設が困難な避難所については町内会等との調整により協力を求める。	「府政防第 214 号」に基づき修正

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

4 部 5

ページ	章	節	項	新	旧	備考															
4-49 (175)	4	1	3	3(1) 避難所（二次避難）の開設 住家等の被害により、避難所での生活を必要とする者が出た場合、状況に応じて指定した <u>指定避難所（津波避難所）</u> を開設する。 ウ 避難所の開設及び避難の促進に際して、二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、 <u>避難所等の被災宅地危険度判定</u> を実施する。	3(1) 避難所（二次避難）の開設 住家等の被害により、避難所での生活を必要とする者が出た場合、状況に応じて指定した <u>風水害等避難所</u> を開設する。 ウ 避難所の開設及び避難の促進に際して、二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、 <u>避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</u> を実施する。	「府政防第214号」に基づき修正															
4-50 (176)				■その他の防災関係機関が実施する対策 1(1) 市長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁） 「■市が実施する対策 1 避難情報の伝達」 <u>(P4-47・48)</u> を市長が行うことができないとき（以下略）	■その他の防災関係機関が実施する対策 1(1) 市長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁） 「■市が実施する対策 1 避難情報の伝達」 <u>(P173、174)</u> を市長が行うことができないとき（以下略）	県意見（R4.2）の反映															
4-51 (177)				■地域・市民が実施する共助・自助の対策 4(3)避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの <u>違いや性の多様性などの視点</u> に配慮する。（以下略） (6) <u>感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。</u> (7) <u>外国人住民向けに避難所において多言語表記または「やさしい日本語」の活用</u> に努める。	■地域・市民が実施する共助・自助の対策 4(3)避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズ等 <u>多様な視点等</u> に配慮する。（以下略） (6) <u>三密（密閉空間・密集場所・密接場面）を減らし、ソーシャルディスタンス、体調管理、ゾーニング等の感染症予防に配慮した避難所運営に努める。</u> (追加)	ページ表記の変更															
4-52 (178)	4	2	—	第2節 <u>避難行動要支援者・要配慮者</u> 対策		県計画(R6.3)に整合															
	4	2	2	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>略</th><th>活動開始(準備)時期等</th><th>重要な収集情報(主な収集先)</th></tr><tr><td><u>避難行動要支援者・要配慮者の被災状況把握・避難支援及び生活環境の確保</u></td><td></td><td>【発災24時間以内】 <u>避難行動要支援者・要配慮者</u>の状況把握次第</td><td>・<u>避難行動要支援者・要配慮者</u>の被災状況(避難支援等関係者：民生委員、町内会等)</td></tr></table>	対策(活動)項目		略	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	<u>避難行動要支援者・要配慮者の被災状況把握・避難支援及び生活環境の確保</u>		【発災24時間以内】 <u>避難行動要支援者・要配慮者</u> の状況把握次第	・ <u>避難行動要支援者・要配慮者</u> の被災状況(避難支援等関係者：民生委員、町内会等)	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>略</th><th>活動開始(準備)時期等</th><th>重要な収集情報(主な収集先)</th></tr><tr><td><u>避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保</u></td><td></td><td>【発災24時間以内】 <u>避難行動要支援者</u>の状況把握次第</td><td>・<u>避難行動要支援者</u>の被災状況(避難支援等関係者：民生委員、町内会等)</td></tr></table>	対策(活動)項目	略	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	<u>避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保</u>		【発災24時間以内】 <u>避難行動要支援者</u> の状況把握次第
対策(活動)項目	略	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																		
<u>避難行動要支援者・要配慮者の被災状況把握・避難支援及び生活環境の確保</u>		【発災24時間以内】 <u>避難行動要支援者・要配慮者</u> の状況把握次第	・ <u>避難行動要支援者・要配慮者</u> の被災状況(避難支援等関係者：民生委員、町内会等)																		
対策(活動)項目	略	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																		
<u>避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保</u>		【発災24時間以内】 <u>避難行動要支援者</u> の状況把握次第	・ <u>避難行動要支援者</u> の被災状況(避難支援等関係者：民生委員、町内会等)																		
	4	2	3	■市が実施する対策 2 <u>避難行動要支援者・要配慮者の被災状況把握・避難支援及び生活環境の確保</u> （以下略）	■市が実施する対策 2 <u>避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保</u> （以下略）	県計画(R5.3P292)に整合															
4-53 (179)				5 外国人支援 （前略）ボランティア等の確保に努める。 ※災害救助法の適用を受ける大規模災害においては「災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定書（R2.2.10）」に基づき、別表「災害時における宿泊施設の提供要請書」 <u>(P4-54)</u> により、知事に要配慮者（中略）のための宿泊施設の提供を要請する。	5 外国人支援 （前略）ボランティア等の確保に努める。 ※災害救助法の適用を受ける大規模災害においては「災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定書（R2.2.10）」に基づき、別表「災害時における宿泊施設の提供要請書」 <u>(P180)</u> により、知事に要配慮者（中略）のための宿泊施設の提供を要請する。		ページ表記の変更														

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

4部6

ページ	章	節	項	新	旧	備考																
4-57 (183)	4	4	—	第4節 観光客・帰宅困難者の安全確保 【担当部： <u>観光商工部</u> 】	第4節 観光客・帰宅困難者の安全確保 【担当部： <u>観光部</u> 】	組織改編																
	4	4	2	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>(略)</td><td><u>観光商工部</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対策(活動)項目		担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	(略)	<u>観光商工部</u>	(略)	(略)	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>(略)</td><td><u>観光部</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対策(活動)項目	担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	(略)	<u>観光部</u>	(略)	(略)
対策(活動)項目	担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																			
(略)	<u>観光商工部</u>	(略)	(略)																			
対策(活動)項目	担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																			
(略)	<u>観光部</u>	(略)	(略)																			
4-59 (185)	5	1	—	第5章 特定自然災害対策 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策 【担当部：総務部、建設部、環境部、 <u>農林水産部</u> 】	第5章 特定自然災害対策 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策 【担当部：総務部、建設部、環境部、 <u>農水商工部</u> 】	県計画(R6.3)に整合																
	5	1	2	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>局地的大雨対策</td><td>総務部 建設部 <u>農林水産部</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対策(活動)項目		担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	局地的大雨対策	総務部 建設部 <u>農林水産部</u>	(略)	(略)	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>局地的大雨対策</td><td>総務部 建設部 <u>農水商工部</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対策(活動)項目	担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	局地的大雨対策	総務部 建設部 <u>農水商工部</u>	(略)	(略)
	対策(活動)項目	担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																		
局地的大雨対策	総務部 建設部 <u>農林水産部</u>	(略)	(略)																			
対策(活動)項目	担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																			
局地的大雨対策	総務部 建設部 <u>農水商工部</u>	(略)	(略)																			
5	1	3	■市が実施する対策 1(2) 排水ポンプによる排水（建設部、 <u>農林水産部</u> ） ■市が実施する対策 1(4) 市民への注意喚起（総務部） 局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない、 <u>必要に応じて早期の避難を検討する等</u> 、市民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、必要に応じその都度、広報とば・市ホームページ・とばメール・防災行政無線等により市民等へ周知するよう努める。	■市が実施する対策 1(2) 排水ポンプによる排水（建設部、 <u>農水商工部</u> ） ■市が実施する対策 1(4) 市民への注意喚起（総務部） 局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない <u>等</u> 、市民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、必要に応じその都度、広報とば・市ホームページ・とばメール・防災行政無線等により市民等へ周知するよう努める。																		
4-61 (187)			■市民・事業者等が実施する対策 1 局地的大雨対策 (1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用 （前略）局地的大雨による道路の冠水・河川の <u>氾濫</u> や土砂災害が発生する可能性が高まっていることを（以下略）（中略）その危険性に鑑み、 <u>早期避難</u> や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。 <u>※「第2部 第6章 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策 ■市民・事業者等が実施する対策＜局地的大雨対策＞【図 三重県道路冠水箇所一覧表】（P2-61）を併せて参照</u>	■市民・事業者等が実施する対策 1 局地的大雨対策 (1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用 （前略）局地的大雨による道路の冠水・河川の <u>はん濫</u> や土砂災害が発生する可能性が高まっていることを（中略）その危険性に鑑み、 <u>避難</u> や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。 <u>（追加）</u>	語句の変更 県計画(R6.3)に整合 台風2号の影響による令和5年6月2～3日の教訓追加を参照																	

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

4 部 7

ページ	章	節	項	新	旧	備 考
4-61 (187)	5	1	3	2 (1) 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用 市民・事業者等は、 <u>竜巻等突風</u> の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、（以下略）	2 (1) 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用 市民・事業者等は、 <u>竜巻等突風局地的大雨</u> の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、（以下略）	誤字の修正
				(2) 竜巻等突風からの避難・防護対策 市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に <u>竜巻等</u> 突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。	(2) 竜巻等突風からの避難・防護対策 市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に <u>竜等</u> 突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。	
4-62 (188)			3	雪害対策 (1) <u>大雪</u> に関する防災気象情報等の活用 <u>※積雪・凍結した道路をタイヤチェーン等の有効なすべり止め措置を講じないで走行した場合、三重県道路交通法施行規則 第 1 6 条・第 5 号による法令違反（5 万円以下の罰金）となる。</u>	3 雪害対策 (1) <u>局地的大雨</u> に関する防災気象情報等の活用 <u>(追加)</u>	令和 5 年 1 月 2 6 日の大雪での教訓追加を参照

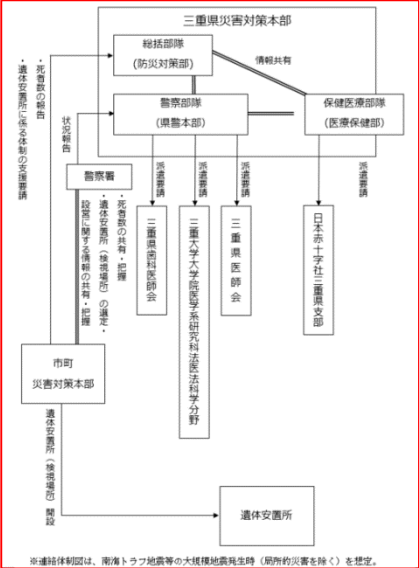
凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

5 部 被災者支援・復旧対策

ページ	章	節	項	新	旧	備考																				
5-4 (192)	1	2	3	■市が実施する対策 4 受援体制の構築 (3) 本市が締結している災害時相互応援協定等については、「鳥羽市地域防災計画（資料編）」 <u>2 2</u> 協定書及び覚書一覧表 <u>(P102)</u> を参照のこと。	■市が実施する対策 4 受援体制の構築 (3) 本市が締結している災害時相互応援協定等については、「鳥羽市地域防災計画（資料編）」 <u>1 5</u> 協定書及び覚書一覧表 <u>(P67～)</u> を参照のこと。	資料編の修正に整合																				
5-7 (195)	1	4	3	■市が実施する対策 市町別適用基準 災害救助法施工令第1条第1項による。 <table><tr><td>人口</td><td>世帯数</td><td>第1号</td><td>第2号</td></tr><tr><td><u>17,525</u></td><td><u>7,382</u></td><td>50</td><td>25</td></tr></table> ※人口、世帯数は、 <u>令和2年</u> 国勢調査結果による。 ※災害救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる。	人口	世帯数	第1号	第2号	<u>17,525</u>	<u>7,382</u>	50	25	■市が実施する対策 市町別適用基準 災害救助法施工令第1条第1項による。 <table><tr><td>人口</td><td>世帯数</td><td>第1号</td><td>第2号</td></tr><tr><td><u>19,448</u></td><td><u>7,730</u></td><td>50</td><td>25</td></tr></table> ※人口、世帯数は、 <u>平成27年</u> 国勢調査結果による。 ※災害救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる。	人口	世帯数	第1号	第2号	<u>19,448</u>	<u>7,730</u>	50	25	最新の状況に変更 誤字修正				
人口	世帯数	第1号	第2号																							
<u>17,525</u>	<u>7,382</u>	50	25																							
人口	世帯数	第1号	第2号																							
<u>19,448</u>	<u>7,730</u>	50	25																							
5-8 (196)	2	1	3	■市が実施する対策 4 避難所（二次避難）の運営及び管理の支援 （前略）特に、「第4部 第4章 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の運営 ■市が実施する対策 3 避難所（二次避難）の開設及び運営支援（4）避難所の運営及び管理の支援」 <u>(P4-49～50)</u> の点に留意して、適切に行う。	■市が実施する対策 4 避難所（二次避難）の運営及び管理の支援 （前略）特に、「第4部 第4章 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の運営 ■市が実施する対策 3 避難所（二次避難）の開設及び運営支援（4）避難所の運営及び管理の支援」 <u>(P175～176)</u> の点に留意して、適切に行う。	ページ表記の変更																				
5-9 (197)	2	2	3	■市が実施する対策 3(1) 輸送手段の協力要請 （前略）■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策」 <u>(P2-37～38)</u> に基づき要請を行う。	■市が実施する対策 3(1) 輸送手段の協力要請 （前略）■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策」 <u>(P61～62)</u> に基づき要請を行う。																					
5-10 (198)			■防災関係機関等が実施する対策 「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備 ■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策」 <u>(P2-37～38)</u> に準じる。	■防災関係機関等が実施する対策 「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備 ■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策」 <u>(P61～62)</u> に準じる。																						
5-11 (199)	2	3	—	第3節 救援物資等の供給 【主担当部：総務部、市民部、税務部、 <u>観光商工部</u> 、定期船部、健康福祉部】		組織改編及び地震・津波対策編との整合																				
	2	3	2	第3節 救援物資等の供給 【主担当部：総務部、市民部、税務部、 <u>農水商工部</u> 、定期船部、健康福祉部】																						
				<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td><u>物資等拠点の開設・運営</u></td><td><u>観光商工部</u></td><td><u>【発災24時間以内】必要物資等が不足している場合</u></td><td>・市外からの物資等配送状況（総務部） ・避難所別物資等不足状況（税務部）</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	<u>物資等拠点の開設・運営</u>	<u>観光商工部</u>	<u>【発災24時間以内】必要物資等が不足している場合</u>	・市外からの物資等配送状況（総務部） ・避難所別物資等不足状況（税務部）	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td><u>物資等拠点の開設</u></td><td><u>総務部</u></td><td><u>【発災24時間以内】必要物資等が不足している場合</u></td><td>・市外からの物資等配送状況（総務部）</td></tr><tr><td><u>物資等拠点の運営</u></td><td><u>農水商工部</u></td><td><u>【発災24時間以内】物資等拠点が開設次第</u></td><td>・市外からの物資等配送状況（総務部） ・避難所別物資等不足状況（税務部）</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	<u>物資等拠点の開設</u>	<u>総務部</u>	<u>【発災24時間以内】必要物資等が不足している場合</u>	・市外からの物資等配送状況（総務部）	<u>物資等拠点の運営</u>	<u>農水商工部</u>	<u>【発災24時間以内】物資等拠点が開設次第</u>	・市外からの物資等配送状況（総務部） ・避難所別物資等不足状況（税務部）	
対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																							
<u>物資等拠点の開設・運営</u>	<u>観光商工部</u>	<u>【発災24時間以内】必要物資等が不足している場合</u>	・市外からの物資等配送状況（総務部） ・避難所別物資等不足状況（税務部）																							
対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																							
<u>物資等拠点の開設</u>	<u>総務部</u>	<u>【発災24時間以内】必要物資等が不足している場合</u>	・市外からの物資等配送状況（総務部）																							
<u>物資等拠点の運営</u>	<u>農水商工部</u>	<u>【発災24時間以内】物資等拠点が開設次第</u>	・市外からの物資等配送状況（総務部） ・避難所別物資等不足状況（税務部）																							

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

5部2

ページ	章	節	項	新	旧	備考
5-13 (201)	2	3	3	6 物資等の輸送 (1) 陸上輸送（市民部） （「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」<u>(p2-35)</u>を参照） (2) 海上輸送（市民部） （「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」<u>(p2-37)</u>を参照） (3) 空中輸送（総務部） （「第4部 第2章 第4節 ヘリコプターの活用」<u>(p4-34)</u>を参照）	6 物資等の輸送 (1) 陸上輸送（市民部） （「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」<u>(p57)</u>を参照） (2) 海上輸送（市民部） （「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」<u>(p57)</u>を参照） (3) 空中輸送（総務部） （「第4部 第2章 第4節 ヘリコプターの活用」<u>(p160)</u>を参照）	ページ表記の変更
5-17 (205)	2	5	1	○被災者の多様なニーズに対応するため、 <u>様々な専門性を持つ</u> NPO・ボランティア団体、 <u>企業等</u> が連携して支援活動を行う。	○被災者の多様なニーズに対応するため、 <u>専門性をもつ様々な</u> NPO・ボランティア団体、 <u>企業等やボランティア</u> が連携して支援活動を行う。	県計画(R6.3)に整合
5-19 (207)	2	6	3	■市が実施する対策 1 (5) <u>ペット</u>対策 市は、(社)三重県獣医師会ほか被災動物支援団体との連絡体制を整え、市が自ら設置する避難所に隣接して、<u>ペット</u>の救護所を(社)三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。	■市が実施する対策 1 (5) <u>愛玩動物</u>対策 市は、(社)三重県獣医師会ほか被災動物支援団体との連絡体制を整え、市が自ら設置する避難所に隣接して、<u>愛玩動物</u>の救護所を(社)三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。	語句の統一
5-21 (209)	2	7	3	■鳥羽警察署が実施する対策 「第4部 第1章 第3節 防災関係機関（中略）」<u>(p5-21)</u>を参照	■鳥羽警察署が実施する対策 「第4部 第1章 第3節 防災関係機関（中略）」<u>(p138)</u>を参照	ページ表記の変更
5-24 (212)	2	8	3	<参考> 遺体検視・検案等に係る連携、情報連絡体制図 	<u>(追加)</u>	県計画(R6.3)に整合

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

5 部 3

ページ	章	節	項	新	旧	備考														
5-25 (213)	3	1	—	第1節 公共土木施設の復旧・保全 【主担当部：建設部、 <u>農林水産部</u> 】	第1節 公共土木施設の復旧・保全 【主担当部：建設部、 <u>農水商工部</u> 】	組織改編														
	3	1	2	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>(略) × 4</td><td>建設部 <u>農林水産部</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対策(活動)項目		主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	(略) × 4	建設部 <u>農林水産部</u>	(略)	(略)	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>(略)</td><td>建設部 <u>農水商工部</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	(略)	建設部 <u>農水商工部</u>
対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																	
(略) × 4	建設部 <u>農林水産部</u>	(略)	(略)																	
対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																	
(略)	建設部 <u>農水商工部</u>	(略)	(略)																	
	3	1	3	■市が実施する対策 1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動（建設部、 <u>農林水産部</u> ） (2) 施設の復旧活動 道路施設の復旧にあたっては「第2章 第2節 緊急輸送手段の確保」 <u>(P5-9)</u> に基づき、緊急輸送道路及び緊急交通路の確保を最優先して実施する。	■市が実施する対策 1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動（建設部、 <u>農水商工部</u> ） (2) 施設の復旧活動 道路施設の復旧にあたっては「第2章 第2節 緊急輸送手段の確保」 <u>(P197)</u> に基づき、緊急輸送道路及び緊急交通路の確保を最優先して実施する。															
5-26 (214)			3 漁港施設にかかる機能回復・復旧活動 <u>(農林水産部)</u> 4 河川・海岸保全施設にかかる機能回復・復旧活動 (建設部、 <u>農林水産部</u>)	3 漁港施設にかかる機能回復・復旧活動 <u>(農水商工部)</u> 4 河川・海岸保全施設にかかる機能回復・復旧活動 (建設部、 <u>農水商工部</u>)																
5-27 (215)			5 農地及び農業用施設にかかる機能回復・復旧活動 <u>(農林水産部)</u> (1) 応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等 「第4部 第2章 第2節 公共土木施設被災時の応急対応 ■市が実施する対策 4 農業用施設にかかる応急対策」 <u>(P4-29)</u> で収集した被害情報をふまえ、（以下略）	5 農地及び農業用施設にかかる機能回復・復旧活動 <u>(農水商工部)</u> (1) 応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等 「第4部 第2章 第2節 公共土木施設被災時の応急対応 ■市が実施する対策 4 農業用施設にかかる応急対策」 <u>(P155)</u> で収集した被害情報をふまえ、（以下略）	組織改編と ページ表記 の変更															
			6 林業用施設にかかる機能回復・復旧活動 <u>(農林水産部)</u> (1) 応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等 「同上 ■市が実施する対策 5 林業用施設にかかる応急対策」 <u>(P4-29)</u> で収集した被害情報をふまえ、（以下略）	6 林業用施設にかかる機能回復・復旧活動 <u>(農水商工部)</u> (1) 応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等 「同上 ■市が実施する対策 5 林業用施設にかかる応急対策」 <u>(P157)</u> で収集した被害情報をふまえ、（以下略）																
5-28 (216)			7 漁業用施設にかかる機能回復・復旧活動 <u>(農林水産部)</u> (1) 応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等 「同上 ■市が実施する対策 6 漁業用施設にかかる応急対策」 <u>(P4-29)</u> で収集した被害情報をふまえ、（以下略）	7 漁業用施設にかかる機能回復・復旧活動 <u>(農水商工部)</u> (1) 応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等 「同上 ■市が実施する対策 6 漁業用施設にかかる応急対策」 <u>(P157)</u> で収集した被害情報をふまえ、（以下略）																
5-29 (217)	3	2	—	第2節 農作物等の被害軽減対策 【主担当部： <u>農林水産部</u> 】	第2節 農作物等の被害軽減対策 【主担当部： <u>農水商工部</u> 】	組織改編														
	3	2	2	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>(略) × 2</td><td><u>農林水産部</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対策(活動)項目		主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	(略) × 2	<u>農林水産部</u>	(略)	(略)	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>(略)</td><td><u>農水商工部</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	(略)	<u>農水商工部</u>
対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																	
(略) × 2	<u>農林水産部</u>	(略)	(略)																	
対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																	
(略)	<u>農水商工部</u>	(略)	(略)																	

凡 例 赤字下線 : 修正箇所

5 部 4

ページ	章	節	項	新	旧	備 考																
5-33 (221)	3	3	3	■その他防災関係機関が実施する対策 〈固定通信事業者の実施する対策〉 「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 ■その他の防災機関が実施する対策 〈固定通信事業者が実施する対策〉」 <u>(P4-8～9)</u> に準ずる。 〈移動通信事業者の実施する対策〉 「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 ■その他の防災機関が実施する対策 〈移動通信事業者が実施する対策〉」 <u>(P4-9)</u> に準ずる。	■その他防災関係機関が実施する対策 〈固定通信事業者の実施する対策〉 「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 ■その他の防災機関が実施する対策 〈固定通信事業者が実施する対策〉」 <u>(P134～135)</u> に準ずる。 〈移動通信事業者の実施する対策〉 「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 ■その他の防災機関が実施する対策 〈移動通信事業者が実施する対策〉」 <u>(P135)</u> に準ずる。	ページ表記の変更																
5-34 (222)	3	4	—	第4節 流木等漂着物対策 【主担当部：建設部、 <u>農林水産部</u> 、環境部】	第4節 流木等漂着物対策 【主担当部：建設部、 <u>農水商工部</u> 、環境部】	組織改編																
	3	4	2	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>（略）× 2</td><td>建設部 <u>農林水産部</u></td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	対策(活動)項目		主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	（略）× 2	建設部 <u>農林水産部</u>	（略）	（略）	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>（略）× 2</td><td>建設部 <u>農水商工部</u></td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	（略）× 2	建設部 <u>農水商工部</u>	（略）	（略）
	対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																		
（略）× 2	建設部 <u>農林水産部</u>	（略）	（略）																			
対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																			
（略）× 2	建設部 <u>農水商工部</u>	（略）	（略）																			
3	4	3	■市が実施する対策 3 <u>湛（たん）水</u> ・浸水区域内の漂着物の処理 <u>湛水</u> ・浸水区域に漂流する流木等漂着物については、警察及び市が <u>上記、「2 市の管理する河川・海岸保全区域内の漂着物の処理」</u> に準じた措置をとる。	■市が実施する対策 3 <u>湛水</u> ・浸水区域内の漂着物の処理 <u>たん水</u> ・浸水区域に漂流する流木等漂着物については、警察及び市が「 <u>2 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理</u> 」に準じた措置をとる。	語句の統一																	
5-37 (225)	4	2	3	■市が実施する対策 1 (3) <u>罹災証明書等</u> の交付 <u>罹災証明書及び被災届出証明書（以下「罹災証明書等」という。）</u> の交付については「第5部 第5章 第2節 被災者の生活再建に向けた支援」 <u>(P5-49～)</u> による。	■市が実施する対策 1 (3) <u>り災証明書</u> の交付 <u>り災証明書</u> の交付については「第5部 第5章 第2節 被災者の生活再建に向けた支援」 <u>(P237～)</u> による。	語句統一 令和5年より交付を開始した為																
5-39 (227)	4	3	3	■市が実施する対策 2 応急教育の実施判断 <u>(削除)</u> <u>(1)</u> 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。 <u>(2)</u> 校舎等の被害が相当に大きく、 <u>学校として</u> 使用不能で（以下略） <u>(3)</u> 応急教育実施にあたっては、児童・生徒ならびに（以下略） <u>(4)</u> 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない（以下略）	■市が実施する対策 2 応急教育の実施判断 <u>(1)学校施設等の危険度判定を行う。</u> <u>(2)</u> 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。 <u>(3)</u> 校舎等の被害が相当に大きく、 <u>全面的に</u> 使用不能で（以下略） <u>(4)</u> 応急教育実施にあたっては、児童・生徒ならびに（以下略） <u>(5)</u> 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない（以下略）	県計画(R6.3)に整合																

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

5 部 5

ページ	章	節	項	新	旧	備 考																
5-41 (229)	4	3	3	■地域・市民が実施する共助・自助の対策 1 被災文化財等の保護活動、報告 地域・市民は、文化財等の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財等の保護活動に協力を行う。 また、文化財・歴史的公文書等の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財・歴史的公文書等の保護に努めるとともに、市教育委員会に被害状況の報告を行う。	■地域・市民が実施する共助・自助の対策 1 被災文化財の保護活動、報告 地域・市民は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。 また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市教育委員会に被害状況の報告を行う。	語句の修正 文化財 →文化財・歴史的公文書等																
5-42 (230)	4	4	－	第4節 中小企業・農林漁業復旧対策 【主担当部：農林水産部】	第4節 中小企業・農林漁業復旧対策 【主担当部：農水商工部】	組織改編																
	4	4	2	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>（略）× 2</td><td>農林水産部</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	対策(活動)項目		主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	（略）× 2	農林水産部	（略）	（略）	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>（略）× 2</td><td>農水商工部</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	（略）× 2	農水商工部	（略）	（略）
対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																			
（略）× 2	農林水産部	（略）	（略）																			
対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																			
（略）× 2	農水商工部	（略）	（略）																			
5-43 (231)	4	5	－	第5節 災害義援金の受入・配分 【主担当部：健康福祉部、観光商工部】	第5節 災害義援金の受入・配分 【主担当部：健康福祉部、農水商工部】	ページ番号 の追加																
	4	5	2	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>（略）× 2</td><td>健康福祉部 観光商工部</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	対策(活動)項目		主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	（略）× 2	健康福祉部 観光商工部	（略）	（略）	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（主な収集先）</th></tr><tr><td>（略）× 2</td><td>健康福祉部 農水商工部</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）	（略）× 2	健康福祉部 農水商工部	（略）	（略）
	対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																		
（略）× 2	健康福祉部 観光商工部	（略）	（略）																			
対策(活動)項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）																			
（略）× 2	健康福祉部 農水商工部	（略）	（略）																			
4	5	3	■市が実施する対策 2 災害義援金の募集 （前略）細部は、第5部 第2章 第3節 第3項「3 災害義援品（物資等）の処置」(P5-12)を参照	■市が実施する対策 2 災害義援金の募集 （前略）細部は、第5部 第2章 第3節 第3項「3 災害義援品（物資等）の処置」を参照																		
5-46 (234)	5	1	2	■市と県が連携して実施する対策 1 (2)応援に要した費用 他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた県・市が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。	■市と県が連携して実施する対策 1 (2)応援に要した費用 実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。	県計画(R6.3) に整合																
5-47 (235)				2 (5)エ(イ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	2 (5)エ(イ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	語句の統一 →罹災																

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

5 部 6

ページ	章	節	項	新	旧	備 考
5-49 (237)	5	2	2	■市と県が連携して実施する対策 1 (2)ア 被害認定 被災した家屋の被害の程度を認定することをいい、この結果に基づき、<u>罹災証明書等</u>が<u>交付</u>される。 (3) <u>罹災証明書等</u>の交付 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援を早期に実施するため、被害認定や<u>罹災証明書等</u>の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に<u>罹災証明書等</u>を交付する。 県は、市の被害認定や<u>罹災証明書等</u>の発行事務について、必要な支援を行う。 ア <u>罹災証明</u>の対象 <u>罹災証明</u>は、災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。 <u>(ア) 住居の被害の程度</u> <u>(イ) 浸水区分 (床上浸水、床下浸水)</u> イ <u>罹災証明書</u>の<u>交付</u> <u>罹災証明</u>は、証明の対象となる家屋が存在する市長が行う。ただし、火災による<u>罹災証明</u>は、申請者の家屋が存在する消防署長が行う。<u>災害対策基本法第 90 条の 2 に規定する、罹災証明書の交付</u>にあたっては、災害の状況に応じた窓口を開設して行う。申請は、災害により被害を受けた家屋の使用者、一時滞在者、所有者等によるものとし、被災者台帳により確認し<u>交付、罹災証明書発行台帳を整備する。</u>	■市と県が連携して実施する対策 1 (2)ア 被害認定 被災した家屋の被害の程度を認定することをいい、この結果に基づき、<u>り災証明書</u>が<u>発行</u>される。 (3) <u>り災証明書等</u>の交付 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援を早期に実施するため、被害認定や<u>り災証明書等</u>の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に<u>り災証明書等</u>を交付する。 県は、市の被害認定や<u>り災証明書等</u>の発行事務について、必要な支援を行う。 ア <u>り災証明</u>の対象 <u>り災証明</u>は、災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。 <u>(ア) 全壊 (全壊・全流出)、半壊 (半焼)</u> <u>(イ) 大規模半壊</u> <u>(ウ) 一部損壊、床上浸水、床下浸水</u> イ <u>り災証明書</u>の<u>交付</u> <u>り災証明</u>は、証明の対象となる家屋が存在する市長が行う。ただし、火災による<u>り災証明</u>は、申請者の家屋が存在する消防署長が行う。<u>り災証明書の発行</u>にあたっては、災害の状況に応じた窓口を開設して行う。申請は、災害により被害を受けた家屋の使用者、一時滞在者、所有者等によるものとし、被災者台帳により確認し<u>発行、り災証明書発行台帳を整備する。</u>	語句の統一 →罹災・交付 被災届出証明書の追加 (5-37)参照
5-50 (238)				ウ <u>被災届出証明書の交付</u> <u>被災届出証明書は、災害により市内で住家以外の動産等について被害を受けたことを市に届け出たという事実を市長が証明するもので、被災届出証明書の交付にあたっては、災害の状況に応じた窓口を開設して行う。</u>	<u>(追加)</u>	語句の統一 現行の罹災証明書に記載の区分に変更 語句の統制 発行→交付

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------

5 部 7

ページ	章	節	項	新	旧	備 考
5-51 (239)	5	2	2	2(1)ウ 生活福祉資金 (イ) <u>貸付対象者：居住する地域、所得等の貸付要件を満たす方</u> (ウ) <u>借入手続</u>：貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備え付けられている借入申請書に必要書類を添付し、市社会福祉協議会を経由して三重県社会福祉協議会に提出する。 (エ) <u>貸付資金の種類</u> <u>a 緊急小口資金（災害時特例）</u> <u>b 生活福祉資金（本則貸付）</u>	2(1)ウ 生活福祉資金 (イ) <u>受給者：アの災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者 低所得者世帯、身体障がい者世帯、知的障がい者世帯及び高齢者世帯。</u> <u>ただし、身体障がい者世帯、知的障害者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、身体障がい者更生資金、生活資金、福祉資金及び住宅資金に、高齢者世帯に貸し付けている資金の種類は、福祉資金、住宅資金及び療養資金に限る。</u> (ウ) <u>貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付</u> (エ) <u>借入手続</u>：貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備え付けられている借入申請書に必要書類を添付し、市社会福祉協議会を経由して三重県社会福祉協議会に提出する。 (オ) <u>貸付資金の種類</u> <u>a 総合支援資金</u> <u>(a) 生活支援資金</u> <u>(b) 住宅入居費</u> <u>(c) 一時生活再建費</u> <u>b 福祉資金</u> <u>(a) 療養費</u> <u>(b) 介護等費</u> <u>(c) 福祉費</u> <u>(d) 福祉費（住宅）</u> <u>(エ) 福祉用具購入費</u> <u>c 教育支援資金</u> <u>(1) 教育支援費</u> <u>(2) 就学支度費</u> <u>d 不動産担保型生活資金</u> <u>不動産担保型生活資金</u>	県計画(R6.3)に整合
5-52 (249)				2(2)イ 対象世帯と支給額 自然災害によりその居住する住宅が、全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯、<u>大規模半壊した世帯、及び中規模半壊した世帯</u>に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。	2(2)イ 対象世帯と支給額 自然災害によりその居住する住宅が、全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯、<u>大規模半壊した世帯</u>、に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。	県修正(R3)に整合

凡 例	<u>赤字下線</u> ：修正箇所
-----	-------------------

ページ	章	節	項	新	旧	備考																																																																																
5-52 (249)	5	2	2	《複数世帯の場合》	《複数世帯の場合》	県修正(R3) に整合																																																																																
				<table><tr><th>区 分</th><th>住宅の再建方法</th><th>基礎 支援金</th><th>加算 支援金</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="3">全壊世帯、半壊又は 敷地に被害が生じ、 やむを得ず解体した 世帯、長期避難世帯</td><td>建設・購入</td><td>1 0 0</td><td>2 0 0</td><td>3 0 0</td></tr><tr><td>補修</td><td>1 0 0</td><td>1 0 0</td><td>2 0 0</td></tr><tr><td>賃貸（公営住宅以外）</td><td>1 0 0</td><td>5 0</td><td>1 5 0</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊した世帯</td><td>建設・購入</td><td>5 0</td><td>2 0 0</td><td>2 5 0</td></tr><tr><td>補修</td><td>5 0</td><td>1 0 0</td><td>1 5 0</td></tr><tr><td>賃貸（公営住宅以外）</td><td>5 0</td><td>5 0</td><td>1 0 0</td></tr><tr><td rowspan="3"><u>中規模半壊した世帯</u></td><td><u>建設・購入</u></td><td><u>—</u></td><td><u>1 0 0</u></td><td><u>1 0 0</u></td></tr><tr><td><u>補修</u></td><td><u>—</u></td><td><u>5 0</u></td><td><u>5 0</u></td></tr><tr><td><u>賃貸（公営住宅以外）</u></td><td><u>—</u></td><td><u>2 5</u></td><td><u>2 5</u></td></tr></table>	区 分		住宅の再建方法	基礎 支援金	加算 支援金	合計	全壊世帯、半壊又は 敷地に被害が生じ、 やむを得ず解体した 世帯、長期避難世帯	建設・購入	1 0 0	2 0 0	3 0 0	補修	1 0 0	1 0 0	2 0 0	賃貸（公営住宅以外）	1 0 0	5 0	1 5 0	大規模半壊した世帯	建設・購入	5 0	2 0 0	2 5 0	補修	5 0	1 0 0	1 5 0	賃貸（公営住宅以外）	5 0	5 0	1 0 0	<u>中規模半壊した世帯</u>	<u>建設・購入</u>	<u>—</u>	<u>1 0 0</u>	<u>1 0 0</u>	<u>補修</u>	<u>—</u>	<u>5 0</u>	<u>5 0</u>	<u>賃貸（公営住宅以外）</u>	<u>—</u>	<u>2 5</u>	<u>2 5</u>	<table><tr><th>区 分</th><th>住宅の 再建方法</th><th>基礎 支援金</th><th>加算 支援金</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="3">全壊世帯、半壊又は敷 地に被害が生じ、やむ を得ず解体した世帯、 長期避難世帯</td><td>建設・購入</td><td>1 0 0</td><td>2 0 0</td><td>3 0 0</td></tr><tr><td>補修</td><td>1 0 0</td><td>1 0 0</td><td>2 0 0</td></tr><tr><td>賃貸 (公営住宅以外)</td><td>1 0 0</td><td>5 0</td><td>1 5 0</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊した世帯</td><td>建設・購入</td><td>5 0</td><td>2 0 0</td><td>2 5 0</td></tr><tr><td>補修</td><td>5 0</td><td>1 0 0</td><td>1 5 0</td></tr><tr><td>賃貸 (公営住宅以外)</td><td>5 0</td><td>5 0</td><td>1 0 0</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区 分	住宅の 再建方法	基礎 支援金	加算 支援金	合計	全壊世帯、半壊又は敷 地に被害が生じ、やむ を得ず解体した世帯、 長期避難世帯	建設・購入	1 0 0	2 0 0	3 0 0	補修	1 0 0	1 0 0	2 0 0	賃貸 (公営住宅以外)	1 0 0	5 0	1 5 0	大規模半壊した世帯	建設・購入	5 0	2 0 0	2 5 0	補修	5 0	1 0 0	1 5 0	賃貸 (公営住宅以外)	5 0	5 0	1 0 0	<u>(追加)</u>				
				区 分	住宅の再建方法		基礎 支援金	加算 支援金	合計																																																																													
				全壊世帯、半壊又は 敷地に被害が生じ、 やむを得ず解体した 世帯、長期避難世帯	建設・購入		1 0 0	2 0 0	3 0 0																																																																													
					補修		1 0 0	1 0 0	2 0 0																																																																													
					賃貸（公営住宅以外）		1 0 0	5 0	1 5 0																																																																													
				大規模半壊した世帯	建設・購入		5 0	2 0 0	2 5 0																																																																													
					補修		5 0	1 0 0	1 5 0																																																																													
					賃貸（公営住宅以外）		5 0	5 0	1 0 0																																																																													
				<u>中規模半壊した世帯</u>	<u>建設・購入</u>		<u>—</u>	<u>1 0 0</u>	<u>1 0 0</u>																																																																													
<u>補修</u>	<u>—</u>	<u>5 0</u>	<u>5 0</u>																																																																																			
<u>賃貸（公営住宅以外）</u>	<u>—</u>	<u>2 5</u>	<u>2 5</u>																																																																																			
区 分	住宅の 再建方法	基礎 支援金	加算 支援金	合計																																																																																		
全壊世帯、半壊又は敷 地に被害が生じ、やむ を得ず解体した世帯、 長期避難世帯	建設・購入	1 0 0	2 0 0	3 0 0																																																																																		
	補修	1 0 0	1 0 0	2 0 0																																																																																		
	賃貸 (公営住宅以外)	1 0 0	5 0	1 5 0																																																																																		
大規模半壊した世帯	建設・購入	5 0	2 0 0	2 5 0																																																																																		
	補修	5 0	1 0 0	1 5 0																																																																																		
	賃貸 (公営住宅以外)	5 0	5 0	1 0 0																																																																																		
<u>(追加)</u>																																																																																						
《単数世帯の場合》	《複数世帯の場合》																																																																																					
<table><tr><th>区 分</th><th>住宅の再建方法</th><th>基礎 支援金</th><th>加算 支援金</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="3">全壊世帯、半壊又は 敷地に被害が生じ、 やむを得ず解体した 世帯、長期避難世帯</td><td>建設・購入</td><td>7 5</td><td>1 5 0</td><td>2 2 5</td></tr><tr><td>補修</td><td>7 5</td><td>7 5</td><td>1 5 0</td></tr><tr><td>賃貸(公営住宅以外)</td><td>7 5</td><td>3 7. 5</td><td>1 1 2.5</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊した世帯</td><td>建設・購入</td><td>3 7. 5</td><td>1 5 0</td><td>1 8 7.5</td></tr><tr><td>補修</td><td>3 7. 5</td><td>7 5</td><td>1 1 2.5</td></tr><tr><td>賃貸(公営住宅以外)</td><td>3 7. 5</td><td>3 7. 5</td><td>7 5</td></tr><tr><td rowspan="3"><u>中規模半壊した世帯</u></td><td><u>建設・購入</u></td><td><u>—</u></td><td><u>7 5</u></td><td><u>7 5</u></td></tr><tr><td><u>補修</u></td><td><u>—</u></td><td><u>3 7. 5</u></td><td><u>3 7. 5</u></td></tr><tr><td><u>賃貸(公営住宅以外)</u></td><td><u>—</u></td><td><u>1 8.75</u></td><td><u>1 8.75</u></td></tr></table>	区 分	住宅の再建方法	基礎 支援金	加算 支援金	合計	全壊世帯、半壊又は 敷地に被害が生じ、 やむを得ず解体した 世帯、長期避難世帯	建設・購入	7 5	1 5 0	2 2 5	補修	7 5	7 5	1 5 0	賃貸(公営住宅以外)	7 5	3 7. 5	1 1 2.5	大規模半壊した世帯	建設・購入	3 7. 5	1 5 0	1 8 7.5	補修	3 7. 5	7 5	1 1 2.5	賃貸(公営住宅以外)	3 7. 5	3 7. 5	7 5	<u>中規模半壊した世帯</u>	<u>建設・購入</u>	<u>—</u>	<u>7 5</u>	<u>7 5</u>	<u>補修</u>	<u>—</u>	<u>3 7. 5</u>	<u>3 7. 5</u>	<u>賃貸(公営住宅以外)</u>	<u>—</u>	<u>1 8.75</u>	<u>1 8.75</u>	<table><tr><th>区 分</th><th>住宅の 再建方法</th><th>基礎 支援金</th><th>加算 支援金</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="3">全壊世帯、半壊又は敷 地に被害が生じ、やむ を得ず解体した世帯、 長期避難世帯</td><td>建設・購入</td><td>7 5</td><td>1 5 0</td><td>2 2 5</td></tr><tr><td>補修</td><td>7 5</td><td>7 5</td><td>1 5 0</td></tr><tr><td>賃貸 (公営住宅以外)</td><td>7 5</td><td>3 7. 5</td><td>1 1 2.5</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊した世帯</td><td>建設・購入</td><td>3 7. 5</td><td>1 5 0</td><td>1 8 7.5</td></tr><tr><td>補修</td><td>3 7. 5</td><td>7 5</td><td>1 1 2.5</td></tr><tr><td>賃貸 (公営住宅以外)</td><td>3 7. 5</td><td>3 7. 5</td><td>7 5</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区 分	住宅の 再建方法	基礎 支援金	加算 支援金	合計	全壊世帯、半壊又は敷 地に被害が生じ、やむ を得ず解体した世帯、 長期避難世帯	建設・購入	7 5	1 5 0	2 2 5	補修	7 5	7 5	1 5 0	賃貸 (公営住宅以外)	7 5	3 7. 5	1 1 2.5	大規模半壊した世帯	建設・購入	3 7. 5	1 5 0	1 8 7.5	補修	3 7. 5	7 5	1 1 2.5	賃貸 (公営住宅以外)	3 7. 5	3 7. 5	7 5	<u>(追加)</u>									
区 分	住宅の再建方法	基礎 支援金	加算 支援金	合計																																																																																		
全壊世帯、半壊又は 敷地に被害が生じ、 やむを得ず解体した 世帯、長期避難世帯	建設・購入	7 5	1 5 0	2 2 5																																																																																		
	補修	7 5	7 5	1 5 0																																																																																		
	賃貸(公営住宅以外)	7 5	3 7. 5	1 1 2.5																																																																																		
大規模半壊した世帯	建設・購入	3 7. 5	1 5 0	1 8 7.5																																																																																		
	補修	3 7. 5	7 5	1 1 2.5																																																																																		
	賃貸(公営住宅以外)	3 7. 5	3 7. 5	7 5																																																																																		
<u>中規模半壊した世帯</u>	<u>建設・購入</u>	<u>—</u>	<u>7 5</u>	<u>7 5</u>																																																																																		
	<u>補修</u>	<u>—</u>	<u>3 7. 5</u>	<u>3 7. 5</u>																																																																																		
	<u>賃貸(公営住宅以外)</u>	<u>—</u>	<u>1 8.75</u>	<u>1 8.75</u>																																																																																		
区 分	住宅の 再建方法	基礎 支援金	加算 支援金	合計																																																																																		
全壊世帯、半壊又は敷 地に被害が生じ、やむ を得ず解体した世帯、 長期避難世帯	建設・購入	7 5	1 5 0	2 2 5																																																																																		
	補修	7 5	7 5	1 5 0																																																																																		
	賃貸 (公営住宅以外)	7 5	3 7. 5	1 1 2.5																																																																																		
大規模半壊した世帯	建設・購入	3 7. 5	1 5 0	1 8 7.5																																																																																		
	補修	3 7. 5	7 5	1 1 2.5																																																																																		
	賃貸 (公営住宅以外)	3 7. 5	3 7. 5	7 5																																																																																		
<u>(追加)</u>																																																																																						
【参考：損害割合】						参考資料の 追加																																																																																
<u>損壊の区分</u>	<u>浸水の程度</u>	<u>浸水した箇所の最も深い部分</u>		<u>地震等による損壊割合</u>																																																																																		
<u>全 壊</u>	<u>床上浸水</u>	<u>床上1 8 0 c m以上</u>		<u>5 0 %以上</u>	<u>(図省略)</u>																																																																																	
<u>大規模半壊</u>		<u>床上1 8 0 c m未満、床上1 0 0 c m以上</u>		<u>5 0 %未満4 0 %以上</u>	<u>(図省略)</u>																																																																																	
<u>中規模半壊</u>		<u>床上1 0 0 c m未満、床上 5 0 c m以上</u>		<u>4 0 %未満3 0 %以上</u>	<u>(図省略)</u>																																																																																	
<u>半 壊</u>		<u>床上5 0 c m未満</u>		<u>3 0 %未満2 0 %以上</u>	<u>(図省略)</u>																																																																																	
<u>準半壊</u>	<u>—</u>	<u>—</u>		<u>2 0 %未満1 0 %以上</u>	<u>(図省略)</u>																																																																																	
<u>一部損壊</u>	<u>床下浸水</u>	<u>—</u>		<u>1 0 %未満</u>	<u>(図省略)</u>																																																																																	

凡 例 赤字下線 ： 修正箇所

6 部 事故等による災害対策

ページ	章	節	項	新	旧	備考																						
6-8 (252)	1	3	—	第3節 流出油事故等への対策 【主担当部：総務部、 <u>農林水産部</u> 、環境部、消防部、 <u>定期船部</u> 、 <u>建設部</u> 】	第3節 流出油事故等への対策 【主担当部：総務部、 <u>農水商工部</u> 、環境部、消防部】	組織改編 担当部の追加																						
	1	3	2	<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>略</th><th>略</th></tr><tr><td>流出油の除去・回収等活動及び連絡調整</td><td>総務部 環境部 消防部 <u>定期船部</u> <u>建設部</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>災害情報の収集及び関係機関への連絡</td><td>総務部 環境部 <u>農林水産部</u> <u>定期船部</u> <u>建設部</u></td><td></td><td></td></tr></table>	対策(活動)項目		主担当部	略	略	流出油の除去・回収等活動及び連絡調整	総務部 環境部 消防部 <u>定期船部</u> <u>建設部</u>			災害情報の収集及び関係機関への連絡	総務部 環境部 <u>農林水産部</u> <u>定期船部</u> <u>建設部</u>			<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>略</th><th>略</th></tr><tr><td>流出油の除去・回収等活動及び連絡調整</td><td>総務部 環境部 消防部 <u>(追加)</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>災害情報の収集及び関係機関への連絡</td><td>総務部 環境部 <u>農水商工部</u> <u>(追加)</u></td><td></td><td></td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	略	略	流出油の除去・回収等活動及び連絡調整	総務部 環境部 消防部 <u>(追加)</u>			災害情報の収集及び関係機関への連絡	総務部 環境部 <u>農水商工部</u> <u>(追加)</u>
対策(活動)項目	主担当部	略	略																									
流出油の除去・回収等活動及び連絡調整	総務部 環境部 消防部 <u>定期船部</u> <u>建設部</u>																											
災害情報の収集及び関係機関への連絡	総務部 環境部 <u>農林水産部</u> <u>定期船部</u> <u>建設部</u>																											
対策(活動)項目	主担当部	略	略																									
流出油の除去・回収等活動及び連絡調整	総務部 環境部 消防部 <u>(追加)</u>																											
災害情報の収集及び関係機関への連絡	総務部 環境部 <u>農水商工部</u> <u>(追加)</u>																											
6-16 (260)	2	2	3	■市が実施する対策 1 (1)ア (前略) また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林火災 <u>防止標識</u> を設置するなどにより、火の取扱いのマナーなど林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。	■市が実施する対策 1 (1)ア (前略) また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林火災 <u>表示板</u> を設置するなどにより、火の取扱いのマナーなど林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。	県計画(R6.3) に整合																						
6-18 (262)				2 (2)エ 報告 空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県 <u>(防災対策部)</u> に報告する。 <u>3 県林野火災対策等資機材管理運用</u> <u>林野火災等の対策用として県が備蓄している資機材の管理並びに市町等関係機関が使用する場合は「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」による。</u>	2 (2)エ 報告 空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県 <u>(防災対策部)</u> に報告する。 <u>(追加)</u>	県組織の改編 県計画(R6.3) に整合																						

凡 例	<u>赤字下線</u> : 修正箇所
-----	--------------------